

北海道生物多様性保全計画 (第2次計画) (仮称)

～行動計画編～

(たたき台)

<本計画の構成>

本計画の構成は、次のとおりとなっています。

構成	内容	ページ数
本編	本計画の位置付けや目標、目標の達成に向けた基本方針、推進体制などを記載しています。	
行動計画編	基本方針ごとに今後取り組む施策を記載しています。	
基礎資料編	本道の自然環境の状況や本計画の策定に関する検討の経過、生物多様性に関連する用語の解説などを記載しています。	

目次

I	施策の基本的な考え方	1
1	科学的評価の尊重と予防原則の適用	1
2	地域の固有性の尊重	1
3	長期的な視点に立った取組の推進と順応的な対応	1
4	社会・経済的な仕組みへの導入と広範な政策への浸透	2
5	回避・代償措置の積極的な採用	2
II	圏域・生態系別の取組方針	3
1	圏域別	3
(1)	道南圏域	3
(2)	道央圏域	3
(3)	道北圏域	3
(4)	道東圏域	4
2	生態系別	4
(1)	高山	4
(2)	森林	4
(3)	湿原	5
(4)	河川・湖沼	5
(5)	海岸	5
(6)	浅海域	6
(7)	島しょ	6
(8)	農村	6
(9)	都市	7
III	目標達成に向けた施策	8
1	基本方針1 生物多様性の損失をもたらす危機への対処	8
(1)	取るべき行動1 希少種の保全、外来種の防除、劣化した生態系の再生等、生物多様性の回復に向けた取組を実施する	8
(2)	取るべき行動2 土地利用の変化による生物多様性への影響を回避・低減する	9
(3)	取るべき行動3 事業所・家庭等から発生する汚染・廃棄物による、生物多様性への負荷を軽減する	10
(4)	取るべき行動4 野生鳥獣とのあつれきの軽減に向けた取組を実施する	11
(5)	取るべき行動5 生物多様性の保全・再生に資する、農林水産業者等の環境負荷低減事業活動を推進する	12
2	基本方針2 生物多様性保全に資する土地の適正利用・管理	14
(1)	取るべき行動1 渡り鳥等の広域的に移動する動物の渡来地等の保全を通じ、道外・国外との生態系のつながりを強化する	14
(2)	取るべき行動2 アンブレラ種の生息環境の改善を図るとともに、流域や山系等を基盤としてつながる複数の生態系の包括的な機能向上を図る	14
(3)	取るべき行動3 法令に基づき指定される保護地域を適正管理するとともに、地域の状況に応じ区域の見直しを実施する	15
(4)	取るべき行動4 国が認定する自然共生サイトへの登録と、その持続的な	

	管理を促進する	16
(5) 取るべき行動5	保護地域や自然共生サイト以外の地域も含め、生物多様性の状況の把握や保全を、地域において計画的に進める取組を促進する	17
3 基本方針3	社会課題の解決や地域づくりへの自然の恵みの活用	18
(1) 取るべき行動1	生物多様性保全と気候変動緩和策・適応策との便益の相反の最小化及び相乗効果の最大化を促進する	18
(2) 取るべき行動2	自然資源を持続可能な方法で利用する、北海道らしい循環型社会を形成する	19
(3) 取るべき行動3	地域の自然資本を持続的かつ積極的に活用した地域づくりを推進する	20
(4) 取るべき行動4	縄文文化やアイヌ文化など地域の自然を背景とした文化の保存・継承や振興を図る	22
4 基本方針4	自然とのつながりの実感による道民行動の変容	23
(1) 取るべき行動1	自然とのふれあいの場や自然のしくみを学ぶ機会の増大を図る	23
(2) 取るべき行動2	経済活動における生物多様性への配慮を促進する	23
(3) 取るべき行動3	生物多様性への負荷の少ない消費・生活活動を推進する	24
(4) 取るべき行動4	動物との適切な付き合い方を通じ、生命尊重の意識醸成を図る	25
(5) 取るべき行動5	環境教育などを通じ、生物多様性の重要性や、人と自然の適切な関係構築に係る理解の増進を図る	26
5 横断的・基盤的な取組		28
(1)	生物多様性に関する調査研究や情報集積を行い、それらの情報を効果的に発信する	28
(2)	世界目標や国家戦略の達成への貢献を視野に、国内外の様々な主体との連携を促進する	29
(3)	地域で活躍する人材の育成や、マッチング等を通じた効果的な人材の活用を図る	30
IV 指標一覧		32

～行動計画編について～

本編では、基本的事項のほか、2030年までの目標や、その達成に向けた基本戦略及び基本戦略ごとの状態・行動目標、推進体制などについて記載しました。

行動計画編においては、各基本戦略に沿った施策を、どのような考え方で実施していくか、具体的にどのような施策を実施していくか、そして、本計画の達成状況をどのような指標で評価していくかについて、記載します。

I 施策の基本的な考え方

各基本方針の推進に当たっては、次の事項に配慮し、関連する施策を実施していくこととします。

1 科学的評価の尊重と予防原則の適用

生物多様性の保全と持続的な利用を図るためには、生物多様性に関して、国際的な視野に立った科学的なデータの収集とその評価、そして、地域レベルでの生物多様性の状態の的確な把握を行い、各種施策へ反映させることが必要です。生物多様性は、生物間の複雑なつながりによって構成されており、未だ知られていない領域も多いことから、その全容を詳細に解明することには難しい面もありますが、得られるデータから可能な限り解明するための努力を行っていかなくてはなりません。

また、このような努力をもってしても、なお把握が難しい側面もありますが、その場合には、予防原則に基づき、生物多様性の損失による社会・経済活動への負の影響が生じないように、科学的根拠が必ずしも明らかではない場合であっても、可能な限り損失を避けるための方策をとることが重要です。

2 地域の固有性の尊重

本編において、本道を4つの圏域と9つの生態系に区分しましたが、生物多様性やその住民の生活との関係性は、地域によって千差万別であり、市町村単位、さらには集落単位でそれぞれ固有のものが形成されています。

また、生物多様性のつながりという観点に立てば、河川と水田を移動する両生類や、市町村をまたぎ森林内を移動する大型哺乳類、国内外の各地をまたぎ移動する鳥類、河川で生まれ、海に下って大きく成長した後に生まれた河川に回帰するサケ類のように、様々なスケールでのつながりがあります。

このため、施策の実施にあたっては、このような地域ごとの固有性とつながりを考慮する必要があります。

地域の自然環境に係る情報の収集や、地域の古老からの聞き取りなどの結果を踏まえ、全道一円で画一的な施策とするのではなく、地域ごとに施策をアレンジすることが重要です。

3 長期的な視点に立った取組の推進と順応的な対応

数十年から数百年生育する樹木の生長や、長期的な植生の遷移や動植物の分布の変化など、生物多様性は長期的に変化するものであり、その変化が現れるには私たち人類の寿命を超える期間が必要なものもあります。

このため、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を実施する際にも、このような長期的な変化を考慮する必要があります。施策の成果がすぐには現れない場合でも、その施策が誤りであったと結論付けるのではなく、まだ成果が目に見える形で現れていないという可能性もあります。施策の実施による効果を継続的に検証しながら、長期的に施策を進めていくことが重要です。

他方、施策によっては、生物多様性の保全を目的としたものの、かえって状況が悪化してしまったということもあるかもしれません。このような場合には、施策の実施

1 により一時的に悪化しているものの、継続することにより好転するものであるのか、
2 または施策そのものが誤りであったのかを検証し、施策の変更や中止も含め、柔軟に
3 判断を行うことが必要です。
4

5 4 社会・経済的な仕組みへの導入と広範な政策への浸透

6 生物多様性の保全は、豊かな自然の恵みを次の世代に継承するという長期的な目標
7 を持っています。しかし、このことは、短期的な生産性・効率性を求める傾向にある
8 社会経済活動において、企業などの収支に見合わない負担と受け取られがちです。こ
9 のことから、生物多様性に対する関心、認知度を高め、その重要性を広めていくため、
10 認証制度により生物多様性に配慮した商品がブランド化され、企業の好感度が向上す
11 るなど、生物多様性の保全が企業活動にも利益をもたらすような社会的な仕組みづく
12 りを進めることが重要です。

13 また、行政においても、生物多様性が我々に幅広い恩恵をもたらしており、様々な
14 社会課題の解決にも寄与することに鑑み、幅広い行政分野に生物多様性の保全と持続
15 可能な利用の考え方を浸透させ、行政分野間での施策の相乗効果の創出を図っていく
16 ことが重要です。
17

5 5 回避・低減・代償措置の積極的な採用検討

18 様々な事業を実施するに当たり、生物多様性への影響に配慮をしてもなおその影響
19 を避けることができない場合があります。また、生物多様性への影響が生じることが
20 避けられないものの、社会的・公益的な要請により事業を実施しなければならないよ
21 うな場合も想定されます。
22

23 こうした場合でも、可能な限り生物多様性への影響を最小化するため努めることが
24 必要です。当初の計画とは異なる事業実施手法を採用することにより生物多様性への
25 影響を回避・低減することはできないか、また、回避・低減が難しい場合でも、損な
26 われるものと同等同質以上の生物多様性を向上するための措置取組を実施することが
27 可能かを検討し、取り入れていく積極的に採用することが、地域の全体的な生物多様
28 性の保全に向けて重要です。
29

II 圏域・生態系別の取組方針

本編では、本道の社会的・自然的環境に鑑み、本道を4つの圏域と9つの生態系に区分しました。本章では、施策の推進に当たり、これらの圏域と生態系別に考慮すべき事項を記載します。

1 圏域別

(1) 道南圏域

道南圏域は、道内では比較的温暖で本州の気候に近いことや、津軽海峡を介し物資の輸送が盛んに行われていることから、本州から持ち込まれた外来種（国内外来種を含む）が侵入・定着するおそれが高い地域であるといえます。実際にウシガエルのように道南を中心に分布する外来種も確認されており、北上を続けている松くい虫被害の拡大も今後懸念されます。このため、これらの外来種の侵入・定着や分布拡大の防止については、特に配慮する必要があります。

また、近年ではかつて地域的に絶滅状態であったエゾシカが、他地域からの侵入等により分布を拡大させており、生態系や農林業等への被害が懸念されています。このため、このような人と野生鳥獣のあつれきの回避についても対策を進めていく必要があります。

(2) 道央圏域

道央圏域は、札幌圏を中心に明治以降急速に人口が増加し、それに伴い市街地が拡大することで、もともと存在した湿原や湖沼の大部分が失われた地域であり、わずかに残された湿地の一部で湿地性の動植物の繁殖が見られています。近年では自然環境の保全と調和した遊水地の整備などにより、タンチョウの繁殖が再び確認されるようになるなど、失われた自然を再び創出する取組も行われています。

今後は、残された湿地の保全により希少な動植物の生息・生育環境を維持していくことに加え、森林や緑地の整備、河川や道路敷地の緑化などにより生態系をつなげ、地域全体として生態系の健全性を高めていくことも求められます。

また、道央圏域には、大雪山系や夕張山地、日高山脈など、高山植生が見られる山地も多く、雨竜沼湿原のような高山性の湿原が成立している地域も見られます。これらの地域は今後、気候変動に起因する気温の上昇や積雪の減少による森林限界の変化や、エゾシカの生息密度の上昇による食害の増加などにより植生が変化する可能性もあるほか、都市圏に近く登山者の利用も多いことから、樽前山などでは外来種の持ち込みや登山道等のオーバーユース（過剰利用）による植生への影響なども見られています。このため、自然環境の保全と適正な利用の両立を図るとともに、気候変動やエゾシカの増加等による自然環境への影響を注視し、必要な対策を図っていく必要があります。

(3) 道北圏域

道北圏域は、天塩山地を除き丘陵部が大半を占めており、風況が風力発電に適している箇所も多いことから、多数の風力発電設備が設置・計画されていますが、草原性の希少な鳥類が生息していることや、北海道とサハリンを結ぶ渡り鳥の飛行ルートともなっていることから、鳥類の生息環境の保全との両立が特に求められる地域です。

また、平野部にはサロベツ湿原やクッチャロ湖などの重要な湿地も位置していますが、他の圏域と同様にエゾシカの増加による植生等への被害も確認されており、その対策が急務となっています。

1 さらに、道北圏域には利尻島と礼文島などの離島も位置しており、特有の生態系の持
2 続的な保全と、地域の振興との両立を図っていくことが重要です。

4 (4) 道東圏域

5 道東圏域は、寒冷な気候であり、また十勝平野や根釧台地のような平坦地も多いこと
6 から多数の湿原・湖沼が位置していますが、エゾシカの生息密度が道内では比較的高く、
7 植生等への影響が懸念されています。また、平坦地は太陽光発電設備の設置にも適して
8 いることから、湿原に隣接した地域への設置などによる生態系への影響が懸念されてい
9 ます。このため、エゾシカの個体数を適正な水準に管理するほか、再生可能エネルギー
10 発電設備の設置にあたっては、設置個所の自然環境への影響を慎重に検討することによ
11 り、生物多様性への影響を最小化する必要があります。

12 また、太平洋に面している地域では、津波堆積物研究の成果から、周期的に巨大津波
13 に襲われていることが明らかになっており、道による想定では日本海溝・千島海溝沿い
14 で巨大地震が発生した場合に、20m超の津波の発生も予測されています。霧多布湿原で
15 は海岸線に平行に細長く伸びる海跡湖が数列にわたって見られ、過去の地震により地形
16 の隆起が繰り返されてきたことがわかります。このような地震や津波の発生を人為的に
17 防ぐことはできませんが、被害の最小化を図ることが重要であり、その対策に当たって
18 は、海岸防災林等による防災・減災機能を活用することも有効です。このほか、防災・
19 減災機能としては、釧路湿原による洪水緩和機能も知られており、災害の防止を図りな
20 がら道東圏域のすぐれた自然環境の保全を図っていくことが重要です。

21 他地域との生態系のつながりを見ると、道東圏域は山地や森林等を介し、道内の他圏
22 域とつながりを有するほか、流水や親潮を通じてロシアや北太平洋の生態系とつながり
23 を有しています。さらに、千島列島及び北方領土は北方系と東アジア系の植物の分布の
24 境界となっており、択捉島と得撫島間の「宮部線」をはじめ複数の分布境界線が引か
25 れ、生態系が徐々に移り変わるとされ¹、生物学的に重要な地域となっています。この
26 ため、国内だけではなく、ロシアをはじめとする海外の研究者等と連携し、調査研究の
27 推進を図っていくことが重要です。

29 2 生態系別

30 (1) 高山

31 高山の生態系は、森林限界を超えた領域や、蛇紋岩地や石灰岩地などの特殊岩地に認め
32 られますが、このような高山生態系にみられる希少な動植物は、厳しい気象条件や貧栄養
33 の土壌など特有の環境に生息・生育しています。その多くは氷河期の遺存種（レリック）
34 と考えられており、平地などで普通にみられる動植物に比較して脆弱で、環境の変化に敏
35 感です。

36 北海道レッドデータブック2001によると、高山生態系には、他の生態系と比較して、最
37 も絶滅のおそれのある絶滅危機種を初めとして絶滅危惧種、絶滅危急種あるいは希少種に
38 指定されている動植物種が圧倒的に多く認められます。しかも、これらは、ヒダカソウの
39 ように高山の限られた小地域にしか生育・生息しない種が多いことから、高山生態系にお
40 ける動植物の保全にあたっては、これらの絶滅を防ぐ保護対策を優先して取り組むことが
41 必要です。

43 (2) 森林

¹ 出典：高橋英樹、「千島列島の植物地理」、『日本植物分類学会誌』2-1、2002年

1 森林は、多種多様な野生生物が生息・生育し、多様で複雑な生態系を構成しており、生
2 物多様性保全において重要な場となっています。森林は、木材、林産物の供給のほか、水
3 資源の確保、洪水や土砂崩壊、風害などの災害防止、二酸化炭素の吸収・貯蔵源、環境教
4 育や自然とのふれあいの場の提供などの多面的機能を有し、様々な生態系サービスを生み
5 出す重要な生態系です。

6 北海道の森林は、全国の森林において大きな割合を占めるばかりでなく、原始的な、あ
7 るいは自然性の高い天然林が認められることから、多様な野生生物の生息・生育の場とし
8 てそれらを保護することが日本全体にとっても非常に重要です。

9 また、自然災害の未然防止や地球温暖化対策への貢献、生物多様性の保全など森林の多
10 面的機能に対して、国民や道民の期待・要望が高まっており、これらを深慮した多様な森
11 林づくりが求められています。さらに、戦後から高度経済成長期にかけての木材需要の増
12 大を受けて造成された人工林が主伐期を迎えています。一部には採算性の低下など様々
13 な理由により施業が行われず放置されている人工林もあります。これらの森林については、
14 確実に更新を図ることが必要です。

15 (3) 湿原

16 湿原は、希少な野生動植物の生息・生育地、そして渡り鳥の中継地や繁殖地として重要
17 であるばかりでなく、周辺都市の気候緩和、保水、水質の浄化機能や北海道を特徴づける
18 景観となっているなど、多くの生態系サービスを有しています。

19 湿原がもたらす生態系サービスは、森林や農村、河川や浅海域などの隣接した生態系で
20 営まれる第一次産業の基盤形成に寄与するばかりでなく、観光名所として地域経済を支え
21 るものとなっています。

22 このことから、湿原生態系の保全と人による持続可能な利用の両立を図るとともに、湿
23 原の保全、回復を図っていくことが必要です。

24 (4) 河川・湖沼

25 北海道の河川は、本州に比較して人為的な影響が認められない原生流域をもつ河川が多
26 く、河川周辺で生活する人々にとっては、良質な飲用水の供給などの重要な機能を有して
27 いる反面、洪水などによる自然災害をもたらしています。他方で、河川は、水鳥や水生動
28 植物の生息・生育地として重要であるばかりでなく、人々がレクリエーションを通じて安
29 らぐ場でもあります。

30 このことから、北海道らしい豊かな自然をもった川を、次代に引き継ぐために策定され
31 た北海道の川づくりビジョンに基づき生きている川づくりを目指しています。

32 なお、これまで行われてきた河川整備は、豪雨による洪水から人命や財産を守る治水、
33 発電やかんがい用水などに使用するための利水を重点に進められ、産業や生活の基盤づく
34 りに寄与してきましたが、そうした治水等の効率化を図る工法として採用されたコンクリ
35 ート張りは土砂供給機能を低下させました。また、河道の直線化は河床勾配の増加をもた
36 らし、河床の地質によっては河床洗掘が生じることで動植物の生息・生育環境の悪化をも
37 たりました。さらに河道の直線化は流域の開発と相まって、隣接する湿原の水位を下げ
38 ることで湿原の乾燥化という弊害をもたらしました。そのため、自然に近い河岸をつくる
39 とともに、流域全体の視点を持って川づくりを行うことにより、河川が本来有している生
40 物の生息・生育環境などの保全を行っていくことが必要です。

41 (5) 海岸

42 長大な延長を持つ北海道の海岸では、人手が加わっていない自然海岸が比較的残されて
43 います。海浜草原や海食崖のような自然海岸では、海浜植物が生育し野鳥の繁殖地にもな
44

1 っています。自然海岸はまた、原生花園や各地の岬などで観光の名所になるなど、地域住
2 民の生活に潤いをもたらす場としても重要です。

3 こうした自然に恵まれた海岸、海浜地については、今後ともその保全に努めていくこと
4 が必要です。

5 なお、自由に入出りが可能な海岸の中には、都市近郊から不特定多数の人たちが四輪駆
6 動車やバギー車を持ち込み、海浜の自然植生に影響を与えている箇所もあり、モラル向上
7 に向けた取組が必要です。

8 また、海岸は、漁村や道路といった生活基盤に隣接することから、津波、高潮の脅威に
9 対処するため、護岸を巡らし国土の保全に努めてきたところ です。

10 しかしながら近年、沿岸域において土砂の供給、流出が不均衡となるなどの要因から、
11 海岸の侵食が進み、隣接する干潟や砂嘴などが減少し、野生動植物の生息・生育の場が失
12 われつつあります。また、海岸漂着物や、レクリエーション利用者により放置されるごみ
13 は景観の保持や衛生管理に支障をきたすばかりでなく、生息する海獣や海鳥に危害を与え
14 ている現状にあります。

15 このことから、海岸の防護に加え、自然環境や美しい景観に配慮した保全、適正な利用
16 の確保を図ることが必要です。

17 18 (6) 浅海域

19 浅海域における生物多様性の保全は、海の生物資源（水産資源）を持続的に利用する産
20 業である水産業にとって重要です。本道の浅海域は、全国の4分の1を占める水揚げの大
21 半を支える豊かな漁場ですが、近年、本道周辺海域における回遊資源の来遊不振などが課
22 題となっています。一方、国際的に希少で保護が求められている野生動物のトドなどは、
23 ~~年々~~漁業に大きな被害をもたらす、漁業経営に影響を及ぼしており、水産業との共存に
24 課題があります。

25 また、北海道において日本海の浅海域では、海底を石灰藻が覆う、いわゆる磯焼けによ
26 り、ウニ類やコンブ類といった北海道を代表する水産物に大きな影響が出ている地域が存
27 在します。さらに、陸と海の境界に位置する沿岸域は開発に対して脆弱であり、陸域と併
28 せて沿岸域の改変による生物多様性への影響が指摘されています。

29 これらのことから、水産資源の回復や漁業被害の軽減を図りつつ、陸域の生態系と一体
30 となって水域環境の保全・回復を図っていくことが必要です。

31 32 (7) 島しょ

33 島しょは、四方を海に囲まれ、島外との動植物の移動が限定的となることから、独自の
34 生態系が形成されており、レブンアツモリソウなど、特定の島にしか生息・生育しな
35 い動植物は、地域のシンボルとして多くの観光客を引きつけています。一方、こうした
36 生態系は、人の手によって島外からもたらされた外来種には脆弱であり、ネズミ類の侵
37 入によって海鳥の繁殖が阻害されるなどの被害も見られています。

38 こうしたことから、島しょの自然環境を持続的に利用していくためには、島外から外
39 来種を持ち込むことがないよう、十分な配慮が求められます。また、離島は、人口減少
40 が平均以上に進行しており、貴重な自然環境の保全や管理が将来にわたって持続的に
41 われるよう、地域の活性化を図っていくことも必要です。

42 43 (8) 農村

44 農業・農村は、食料生産だけでなく、自然との結びつきの中で、国土の保全や人間の生
45 活と調和のとれた環境をつくる機能を持つことから、今後とも農村の整備に当たっては環
46 境に配慮することが重要です。さらに、ため池や水路、残存林における野生動植物の現状

1 を把握し、生物多様性の保全に配慮することが必要です。

2 また、全国の約25%の面積を占める耕地は、道央圏域に集中する水田、道東圏域に多くみ
3 られる畑や牧草地など長い開拓の歴史を通じて森林や湿原から改変された土地です。一方、
4 効率的な生産を追求した農法による生物多様性への影響や化学肥料や化学農薬などの農業
5 生産資材の不適切な使用や管理等があった場合、生物多様性への影響や温室効果ガスの発
6 生などの環境負荷が懸念されます。

7 生態系を保全しながら農耕地を次代に継承し、持続的に利用していくため、環境と調和
8 した農業を推進していくことが必要です。

9 10 (9) 都市

11 北海道における都市は、特に道央圏域の札幌市周辺に集中し、これまで都市化と並行し
12 て農地の宅地化などが進展してきたことから、急激な生物多様性の低下が懸念されてきた
13 ところです。近年では、人口減少の進行に伴い全体的な開発圧力は低下してきているもの
14 の、相対的に安価で広い土地が確保しやすい郊外部など、部分的な開発圧力は依然残って
15 いるとされています。また、都市の内部では、人口の減少に伴う空き地や空き家の増加に
16 による「都市のスポンジ化」も課題として指摘されています。

17 こうした課題に対し、今後は「コンパクトなまちづくり」を目指していくことが必要で
18 す。なお、その際には、野生動物とのあつれきの回避にも留意しつつ、都市における緑地
19 や公園などの「みどり」を積極的に配置し、潤いや観光、防災といった多機能性を発揮さ
20 せることが重要です。

21 このような取組により、都市周辺部から市街地まで、山、川、農地、防風林、並木、公
22 園、広場といった核、軸、拠点となるようなさまざまな形の「みどり」がネットワークを
23 形成することにより、都市全体としての良好な景観形成や都市環境の向上、自転車や徒歩
24 での移動の利便性の向上、住民生活の質の向上はもとより、動植物の生息環境及び生物多
25 様性の確保にもつながります。また、公共の施設だけではなく、高い資質を有する民間の
26 広場空間や「みどり」についても、都市公園など持続性の高い公共施設と相互補完しなが
27 ら、柔軟に「みどり」のネットワークを形成することが重要です。

Ⅲ 目標達成に向けた施策

本編では、4つの基本方針ごとに、目指すべき状態と取るべき行動を設定しました。道では、令和12年（2030年）までの中期目標の達成に向け、取るべき行動ごとに掲げる施策に取り組んでいきます。

1 基本方針1 生物多様性の損失をもたらす危機への対処

(1) 取るべき行動1 希少種の保全、外来種の防除、劣化した生態系の再生等、生物多様性の回復に向けた取組を実施する

<取るべき行動1の考え方>

盗掘や外来種の侵入、開発による影響など、様々な要因により生物多様性が損失しつつある場所は、道内の様々な地域で見られます。こうした損失は、地域に生息・生育する動植物の存続を脅かし、絶滅や遺伝的多様性の低下等を及ぼすおそれがあります。特に、高山や湿原に生息・生育する動植物は、環境の変化に脆弱であり、その絶滅等の防止に努めていかななくてはなりません。

このため、生物多様性の損失が見られる地域において、損失の原因を取り除き、生物多様性の回復を促していく取組を行っていくとともに、絶滅のおそれがある動植物については、その絶滅や遺伝的多様性の低下を防ぎ、生息・生育環境の保全を図っていくことが必要です。

【関連する施策の概要】

ア 希少種の保全

- 希少野生動植物種の保全などを検討する有識者会議の開催や生息・生育状況調査の実施、また、高山植物監視パトロールの実施などの保全対策を推進します。
- 国の特別天然記念物であり、北海道の鳥に指定されているタンチョウについて、国と連携し、保護増殖事業を適切かつ効果的に実施するための越冬分布調査の実施や、生息地の分散を図るための給餌事業のあり方の検討を進めます。
- 地域の特性に応じて森林の有する多面的機能を持続的に発揮させる森林づくりに向け、必要な森林情報の把握・整備やそれらの情報の市町村との共有化を推進します。
- 道有林において、生物多様性の保全に配慮した森林施業を推進するとともに、多様な生態系を有する森林を保全するための取組を推進します。

イ 外来種の防除

- 道内の生物多様性に著しい影響を及ぼす又はそのおそれがある外来種について、情報を収集するとともに必要な調査を実施し、有識者会議において対策の検討を進めます。
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）（外来生物法）で特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチ等の防除研修会の実施など、外来種防除対策を推進します。
- 特定外来生物であるアライグマの生息域や農業被害が拡大する中、アライグマ対策の最終目的である本道からの排除の達成に向けた対策を推進します。
- 生息確認調査や駆除を実施し、外来魚の早期発見や拡散防止策を講じるとともに、啓発小冊子の配布等により違法な放流の防止を図るなど、外来魚対策を推進

1 します。

- 2 ○ 道が発注した土木工事等において、特定外来生物に指定されているオオハング
3 ソウ等が確認された場合、防除を実施します。

4
5 **ウ 損失・劣化した生態系の再生**

- 6 ○ 国が主催する自然再生協議会への参加等、国・市町村など関係機関と連携して
7 自然再生事業に取り組みます。
8 ○ 海域ごとの「藻場・干潟ビジョン」に基づき、藻場・干潟の保全・創造を推進
9 します。

10
11 **エ すぐれた自然地域を核とした生態系の機能の保全**

- 12 ○ 地域の特性に応じて森林の有する多面的機能を持続的に発揮させる森林づくり
13 に向け、必要な森林情報の把握・整備やそれらの情報の市町村との共有化を推進
14 します。（再掲）
15 ○ 荒廃山地の復旧や崩壊の予防対策を進めるとともに、保安林の適正な維持管理
16 に努めます。
17 ○ 道有林において、森林の更新や保育及びこれらの作業に必要な路網の整備を行
18 うなど、多面的機能の発揮を目的とした森林づくりを推進します。
19 ○ 鳥獣保護区及び特別保護地区を指定し、鳥獣の安定した生存を確保するととも
20 に、多様な鳥獣の生息環境の保全を推進します。
21 ○ 釧路湿原の湿地乾燥化の原因となり得る土砂流入を低減するため、流入河川に
22 において河道の安定化・河川沿いの土砂調整池の整備等の対策に取り組みます。
23 ○ 資源状況の周知や資源管理の啓発を図り、更に資源状況に応じた高度な資源利
24 用や悪化した資源の回復を目指した総合的な取組方向を検討するなど、水産資源
25 の評価結果等に基づく関係漁業の実態に応じた資源管理を促進します。
26 ○ 国の資源管理基本方針に基づき、本道に配分されたTAC（魚種ごとの年間漁獲
27 量の上限）数量の適正な管理を行うため、管理区分ごとの配分基準等を定める北
28 海道資源管理方針を必要に応じて改正し、当該方針内容の普及啓発を図るととも
29 に、漁獲量の集計管理等を行い、本道周辺水域における水産資源の保存及び管理
30 とその持続的利用を図ります。

31
32 **(2) 取るべき行動2 土地利用の変化による生物多様性への影響を回避・低減する**

33 **<取るべき行動2の考え方>**

34 国際的な生物多様性に関する評価²によると、農地や都市の拡大、沿岸の開発等
35 の土地や海の利用の変化は、生物多様性の損失をもたらす直接的な要因のうち、最
36 も影響が大きいものとされています。本道においても、明治以降の急速な開発の進
37 展や都市化、農地化、人工林化の拡大等により、かつて広がっていた湿地や天然林
38 等が失われてきました。本道は現在、人口減少局面を迎え、かつてのような開発等
39 は全体的には縮小していくものと考えられますが、利便性の高い地域や土地の利用
40 価値の高い地域等では、局地的に開発等が行われるものと考えられます。また、再
41 生可能エネルギー関連施設や、気候変動の影響により増大すると考えられる災害対
42 策に係る施設等については、今後ますますその需要が高まっていくものと考えられ
43 ます。

² 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）、「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」、令和4年

1 このため、生態系の改変を伴う、開発行為や土石等の採取、土地の造成、施設の
2 設置などに対しては、引き続き法令による制限を適切に運用するほか、生物多様性
3 の保全に重大な影響を及ぼすことが予測されるものについては、事業者等に適切な
4 情報提供や指導、意見を行っていくことが必要です。

5 また、人口減少やそれに伴う経済活動の縮小等を背景とした、山林の管理不足や
6 耕作の放棄による、二次的な自然環境の荒廃は、災害の防止等の多面的な機能を低
7 下させるだけではなく、これらの場所に生息・生育する動植物の生存にも影響を及
8 ぼす可能性があります。これらについてもその実情を把握し、必要な対策を検討し
9 ていくことが必要です。

10 11 【関連する施策の概要】

12 ア 各種開発行為に係る規制の適切な運用

- 13 ○ 一定規模以上の開発行為に対し、各種開発許可制度を適正に運用し、無秩序な
14 開発を抑制し、環境に配慮した土地利用を促進します。

15 16 イ 環境影響評価制度の適切な運用

- 17 ○ 北海道環境影響評価条例又は環境影響評価法に基づく環境影響評価の対象とな
18 る事業について、事業の実施による環境影響をできる限り回避・低減するため、
19 審査等を実施します。

20 21 ウ 道が実施する公共事業における環境配慮の実施

- 22 ○ 離岸堤等の海岸保全施設の新設又は改良により、砂浜の後退等の海岸侵食によ
23 る被害が発生するおそれのある地域の防護対策を推進します。
- 24 ○ 治山事業の実施にあたっては、国土保全と生物多様性の保全の両立に努めます。
- 25 ○ 林道事業の実施にあたっては、環境への配慮に努めます。

26 27 エ 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する北海道の環境配慮基準の設定

- 28 ○ 市町村における促進区域の設定に関する北海道の環境配慮基準を設定するなど、
29 地域の実情に応じた脱炭素化を促進します。

30 31 オ 適切な情報提供を通じた事業者の自主的な配慮促進

- 32 ○ 土地の改変等を伴う各種事業の実施・計画事業者に対し、ホームページ等を通
33 じ生物多様性に関する情報を提供するなど、事業等における生物多様性への配慮
34 を促進します。

35 36 (3) 取るべき行動3 事業所・家庭等から発生する汚染・廃棄物による、生物多様性への 37 負荷を軽減する

38 <取るべき行動3の考え方>

39 大気汚染や水質汚濁など、高度経済成長期に全国的に大きな社会問題となった公
40 害については、法令の整備や技術の普及などにより、一定程度収束していますが、
41 これらはひとたび発生すると、改善までに時間を要し、生物多様性にも影響を及ぼ
42 す可能性があるものですので、これらの発生を防止するための取組を引き続き行っ
43 ていく必要があります。

44 また、近年マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみによる海洋生態系
45 への影響が注目されています。これらによる海洋生態系への影響が生じないように、

正確な情報を収集し、排出の削減や適正な処理等を進めていく必要があります。

【関連する施策の概要】

ア 大気汚染の防止

- 大気汚染防止法及び北海道公害防止条例等に基づき、大気汚染発生源に対する立入検査による監視指導、大気環境の常時監視の実施など、大気汚染対策を推進します。

イ 水質汚濁の防止

- 水質汚濁防止法及び北海道公害防止条例等に基づき、特定施設等を設置する工場又は事業場への立入検査による監視指導や、道内の公共用水域（河川、湖沼、海域）及び地下水の常時監視を実施するなど、水質汚濁対策を推進します。

ウ 廃棄物の削減

- 海岸漂着物の集積が著しく、海岸における良好な景観及び環境の保全に深刻な影響を及ぼしている地域等において、海岸漂着物の回収・処理や、発生抑制対策等の取組を推進します。

エ 環境調達の実施

- 「北海道グリーン購入基本方針」に基づき、再生資源を利用した製品など、道における環境負荷の低減に資する物品・サービス（環境物品等）の優先的購入を推進します。

(4) 取るべき行動4 野生鳥獣とのあつれきの軽減に向けた取組を実施する

<取るべき行動4の考え方>

本道では現在、各地で野生鳥獣による農林水産業被害や生活環境被害が深刻な課題となっています。このような被害の**軽低減**に向けては、侵入防止柵や電気柵の設置、追い払いの実施等の対策を継続的に実施していくことが不可欠です。

また、これらの被害の背景には、様々な要因による特定の鳥獣の個体数の増加や、アライグマ等の飼育個体由来の外来鳥獣の分布拡大等があります。さらに、農地等における農業残渣の放置や、耕作放棄地において放置された果樹、食品廃棄物の不法投棄、観光客等による不適切な餌付け行為などは、人と野生鳥獣の不用意な接近を招く要因となっています。

また、狩猟者の高齢化等に伴い、対策の担い手の確保が課題となっており、狩猟者の育成や広範な野生鳥獣対策をコーディネートする能力を有する人材の確保が必要となっています。

道ではこれまで、ヒグマやエゾシカについては「北海道ヒグマ管理計画」及び「北海道エゾシカ管理計画」を定め、その対策の推進を図ってきたところであり、今後も効果的な対策を進めていく必要があります。また、アライグマ等については根絶できるよう、狩猟者の育成や積極的な捕獲を推進する必要があります。

また、海域においては、トドやアザラシ、オットセイ等の海獣類による漁業被害も**発生し見られ**ており、その被害額は近年減少傾向ですが、依然として多くの被害が**あ****発生して**おり、漁業経営に大きな影響を及ぼしています。このため、トドについては、被害を受けにくい漁具の導入や、漁業被害の軽減とトドとの共存を目指す国のトド管理基本方針のもと、採捕による適切な個体数管理を行い、トドによる漁業被害を

1 最小化する必要があり、アザラシについても、北海道アザラシ管理計画に基づく取組
2 を推進する必要があるなど、漁業被害の軽減と海獣類との共存に向けた取組を推進す
3 る必要があります。

5 【関連する施策の概要】

6 ア 鳥獣の保護管理の適切な実施

- 7 ○ 鳥獣保護区及び特別保護地区を指定し、鳥獣の安定した生存を確保するととも
8 に、多様な鳥獣の生息環境の保全を推進します。（再掲）
- 9 ○ 人間活動とのあつれきや生息環境への悪影響が問題となっている鳥獣の個体数
10 管理を推進します。
- 11 ○ 狩猟免許更新時講習や狩猟期間に実施する狩猟パトロール等を通じて、適正な
12 狩猟の遵守を推進します。
- 13 ○ 狩猟免許試験の受験機会を増やすなど、狩猟者の確保・育成を推進します。
- 14 ○ 国や関係団体が実施している専門研修等を活用し、担当職員の専門的知識の向
15 上を図ります。

17 イ 鳥獣による被害の実態に応じた対策の実施

- 18 ○ 北海道エゾシカ管理計画に基づく対策を推進します。
- 19 ○ エゾシカ捕獲推進のための道有林内林道の除雪に取り組みます。
- 20 ○ 北海道ヒグマ管理計画に基づく対策を推進します。
- 21 ○ 北海道アザラシ管理計画に基づく対策を推進します。
- 22 ○ トド・オットセイによる漁業被害防止に向けた対策を推進します。
- 23 ○ 特定外来生物であるアライグマの生息域や農業被害が拡大する中、アライグマ
24 対策の最終目的である本道からの排除の達成に向けた対策を推進します。（再掲）
- 25 ○ 市町村が作成する被害防止計画に基づき、地域協議会等が主体となり取り組む
26 計画的な捕獲・追い払い、農用地への侵入防止柵の整備など、総合的な鳥獣被害
27 対策の支援を実施します。
- 28 ○ 渡り鳥に由来する野鳥の高病原性鳥インフルエンザ発生の早期発見及び家きん
29 へのまん延防止を図るため、渡り鳥の飛来状況の巡視等を行うとともに、死亡個
30 体の回収・簡易検査を実施します。

32 (5) 取るべき行動5 生物多様性の保全・再生に資する、農林水産業者等の環境負荷低減 33 事業活動を推進する

34 <取るべき行動5の考え方>

35 農林水産業は生物多様性からもたらされる自然の恵み（生態系サービス）を利用
36 して行われる生産活動であるとともに、持続的な営みを通じて里地・里山・里海と
37 いった二次的な自然環境を形成し、生物多様性保全に貢献しています。しかしなが
38 ら、農業では、化学肥料や化学農薬などの農業生産資材の不適切な使用や、家畜排
39 せつ物の不適切な管理等があった場合は、河川や地下水等の水質汚染・富栄養化を
40 招くおそれがあるほか、温室効果ガスである一酸化二窒素の発生など、様々な面
41 環境へ負荷をかけるリスクがあり、それら化学肥料や化学農薬の使用を低減するク
42 リーン農業や有機農業を拡大する必要があります。また、林業においては、間伐や
43 下刈など、適切な管理を行うことで、土砂の流出防止や水源涵養機能、二酸化炭素
44 の吸収機能などの多面的な機能が発揮されることから、これらを適切に進める必要
45 があります。漁業においては、気候変動等により海洋環境もがも変化し、海洋生態

1 系の保全が世界的な課題となっている中、持続的な水産資源の利用が課題となっ
2 ているのが課題となっているほか、漁業生産活動の場である海の汚染を抑制するた
3 め、海洋環境の保全や漁業系廃棄物プラスチックを含む水産系廃棄物の適正処理及
4 びや循環的利用を進める必要があります。

5 このため、生物多様性を含む環境への影響を低減し、持続可能な農林水産業を推
6 進していくことが必要です。

8 【関連する施策の概要】

9 ア 持続可能な農林水産業の推進

- 10 ○ 地域の特性に応じて森林の有する多面的機能を持続的に発揮させる森林づくり
11 に向け、必要な森林情報の把握・整備やそれらの情報の市町村との共有化を推進
12 します。（再掲）
- 13 ○ 荒廃山地の復旧や崩壊の予防対策を進めるとともに、保安林の適正な維持管理
14 に努めます。（再掲）
- 15 ○ 生物多様性の保全や地球温暖化防止など森林の有する多面的機能が発揮できる
16 豊かな森づくりを推進します。
- 17 ○ 道有林において、森林の更新や保育及びこれらの作業に必要な路網の整備を行
18 うなど、多面的機能の発揮を目的とした森林づくりを推進します。（再掲）
- 19 ○ 資源状況の周知や資源管理の啓発を図り、更に資源状況に応じた高度な資源利
20 用や悪化した資源の回復を目指した総合的な取組方向を検討するなど、水産資源
21 の評価結果等に基づく関係漁業の実態に応じた資源管理を促進します。（再掲）
- 22 ○ 地域における水産系廃棄物の処理体制づくりを進めるとともに、廃漁網や魚類
23 残渣の再生利用など、循環的利用を促進します。
- 24 ○ 国の資源管理基本方針に基づき、本道に配分されたTAC数量の適正な管理を行
25 うため、管理区分ごとの配分基準等を定める北海道資源管理方針を必要に応じて
26 改正し、当該方針内容の普及啓発を図るとともに、漁獲量の集計管理等を行い、
27 本道周辺水域における水産資源の保存及び管理とその持続的利用を図ります。
28 （再掲）
- 29 ○ 知床世界自然遺産地域及びその周辺海域における海洋生態系の保全と持続的な
30 水産資源利用による安定的な漁業の営みの両立を図るため、「知床世界自然遺産
31 地域多利用型統合的・海域管理計画」を推進します。
- 32 ○ 環境保全効果の消費者理解や生産者への啓発を促進するとともに、地域条件に
33 即した栽培技術指導や栽培体系の転換に取り組む地域への支援などにより安定生
34 産を拡大するほか、北海道クリーン農業推進協議会が実施するYES!clean表示制
35 度の効果的な展開に対して支援を行い、環境と調和した持続可能なクリーン農業
36 の取組拡大を推進します。
- 37 ○ 有機農業への新規参入・転換を促進するとともに、国内外の市場拡大を図るた
38 め、有機農産物の販路開拓や理解醸成を推進します。
- 39 ○ 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動の支援を推進します。

41 イ 遺伝子組換え生物による環境への影響の防止

- 42 ○ 「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」に基づ
43 き、遺伝子組換え技術により作出された作物と在来の一般作物との交雑・混入の
44 防止を推進します。
- 45 ○ 遺伝子組換え生物の使用等による生物多様性への影響の普及啓発の実施及びカ
46 ルタヘナ法に係る国の取組への協力に取り組みます。

2 基本方針2 生物多様性保全に資する土地の適正利用・管理

(1) 取るべき行動1 渡り鳥等の広域的に移動する動物の渡来地等の保全を通じ、道外・国外との生態系のつながりを強化する

<取るべき行動1の考え方>

本道は、ガン・カモ・ハクチョウ類をはじめとする渡り鳥の重要な中継地となっており、宮島沼（美唄市）、ウトナイ湖（苫小牧市）、濤沸湖（網走市・小清水町）などは、特に多くの渡り鳥が飛来する場所として知られています。これらの重要性は世界的にも認められており、道内では13か所が水鳥の重要な生息地としてラムサール条約³登録湿地となっています。

また、本道の沿岸部の海崖には、海洋性の鳥類の繁殖地となっている地域があり、天売島（羽幌町）、渡島大島（松前町）、大黒島（厚岸町）などは国指定天然記念物となっています。

河川に着目すると、道内の河川でふ化したサケ類は、海に下って大きく成長し、再び道内の河川に戻り秋に産卵する様子が見られ、海岸では主に冬季にロシアから移動してきたアザラシやオットセイなどが見られるなど、海洋を通じた生態系のつながりも見られます。

このように、本道の生態系は道外・国外の生態系ともつながりを有していることから、本道の生物多様性を保全することが世界的な生物多様性の保全にもつながるという認識の下、ラムサール条約登録湿地やその他の移動性の鳥獣の生息地等の保全を進めることが必要です。

【関連する施策の概要】

ア 国際的な生態系ネットワークの保全上重要な地域の維持管理

- ラムサール条約登録湿地に係る、鳥獣の生息状況等の調査や利用者の状況の監視、利用者への指導などの取組を、国や地域の関係団体等と連携して推進します。
- 知床世界自然遺産地域及びその周辺海域における海洋生態系の保全と持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営みの両立を図るため、「知床世界自然遺産地域多利用型統合的・海域管理計画」を推進します。（再掲）

(2) 取るべき行動2 アンブレラ種の生息環境の改善を図るとともに、流域や山系等を基盤としてつながる複数の生態系の包括的な機能向上を図る

<取るべき行動2の考え方>

猛禽類に代表されるアンブレラ種は、その生存のために広域的な自然環境を必要とします。例えばオジロワシは、繁殖のためには大径木のある森林が必要ですが、採餌のためには餌となる魚類や水鳥類などが生息する河川や湖沼が必要であるため、その生息環境を保全するためには、森林と河川・湖沼のそれぞれの生態系を保全することが不可欠です。

森・里・川・海の生態系は相互につながりを有しています。例えば、森林の栄養塩類は河川を經由し、下流域に供給され、農地や草原等の植物の生長を支えるとともに、両生類、昆虫類等の生息環境を生み出しています。これらの栄養塩類は沿岸域にも供給され、魚介類の生産を支えるプランクトンの増殖や藻類の成長に必要で

³ 正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。以下同じ。

1 す。

2 また、河川と海を移動するアユやサケ類、森林と都市の緑地を移動する小鳥類な
3 ど、複数の生態系を利用する多くの動物がいます。このように、様々な生態系は栄
4 養塩類や水、動物の移動等により互いにつながり合っていることから、地域の生物
5 多様性を全体的に向上させるためには、個別の生態系のみを保全するのではなく、
6 流域や山系などを基盤とした生態系のつながりを考慮し、それらを包括的に保全す
7 る考え方が重要です。

8 9 【関連する施策の概要】

10 ア 流域全体の生態系機能の強化

- 11 ○ 知床世界自然遺産地域及びその周辺海域における海洋生態系の保全と持続的な
12 水産資源利用による安定的な漁業の営みの両立を図るため、「知床世界自然遺産
13 地域多利用型統合的流域管理計画」を推進します。（再掲）
- 14 ○ 釧路湿原の湿地乾燥化の原因となり得る土砂流入を低減するため、流入河川に
15 おいて河道の安定化・河川沿いの土砂調整池の整備等の対策に取り組みます。
16 （再掲）

17 18 イ 生態系のつながりを考慮した保全施策の実施

- 19 ○ 道有林において、森林の更新や保育及びこれらの作業に必要な路網の整備を行
20 うなど、多面的機能の発揮を目的とした森林づくりを推進します。（再掲）
- 21 ○ 荒廃山地の復旧や崩壊の予防対策を進めるとともに、保安林の適正な維持管理
22 に努めます。（再掲）
- 23 ○ 北海道漁業協同組合連合会と市町村の連携による森林づくり活動への支援を推
24 進します。
- 25 ○ 環境保全効果の消費者理解や生産者への啓発を促進するとともに、地域条件に
26 即した栽培技術指導や栽培体系の転換に取り組む地域への支援などにより安定生
27 産を拡大するほか、北海道クリーン農業推進協議会が実施するYES!clean表示制
28 度の効果的な展開に対して支援を行い、環境と調和した持続可能なクリーン農業
29 の取組拡大を推進します。（再掲）
- 30 ○ 有機農業への新規参入・転換を促進するとともに、国内外の市場拡大を図るた
31 め、有機農産物の販路開拓や理解醸成を推進します。（再掲）
- 32 ○ 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動の支援を推進します。
33 （再掲）
- 34 ○ 「北海道の川づくりビジョン」に基づき、魚道の整備等により河道の連続性
35 をの確保するなど、変化に富んだ水辺やみどりがの広がる生き物が棲む川づく
36 りを進めを図ります。
- 37 ○ 離岸堤等の海岸保全施設の新設又は改良により、砂浜の後退等の海岸侵食によ
38 る被害が発生するおそれのある地域の防護対策を推進します。（再掲）

39 40 ウ みどりの機能と連続性を考慮した都市緑化の推進

- 41 ○ 「北海道みどりの基本方針」に基づき、都市緑地が持つ多面的な機能の確保を
42 推進します。

43 44 (3) 取るべき行動3 法令に基づき指定される保護地域を適正管理するとともに、地域の 45 状況に応じ区域の見直しを実施する

1 <取るべき行動3の考え方>

2 昆明・モンリオール生物多様性枠組においては、生物多様性の保全等のため
3 に、令和12年（2030年）までに世界の陸域と海域の30%を保護地域⁴又はOECM⁵とし
4 て確保すること（30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標）が明記されました。
5 また、我が国は令和3年（2021年）に英国・コーンウォールで開催されたG7首脳会
6 合で合意した「G7 2030年自然協約」において、国内においても30by30目標を達成
7 することを表明しています。

8 本道における、令和5年（2023年）現在の陸域の保護地域面積の割合は12.7%
9 （試算値）となっていますが、本道においても我が国の30by30目標達成に貢献する
10 ため、道が設定する保護地域について、見直しを実施し、必要に応じて拡充を図る
11 ことが必要です。なお、本道は土地面積の約4割を国有林が占めることや、人口が
12 集中する札幌圏とその他の地域で地域特性が大きく異なることなどから、保護地域
13 の設定について一律に目標値を設定することは適さないものと考えられますので、
14 現状の保護地域について監視等により管理の有効性を引き続き確保していくととも
15 に、現状以上の保護地域面積を確保していくことを目指していくこととします。

16
17 【関連する施策の概要】

18 ア 保護地域の指定及び見直しの実施

- 19 ○ 自然公園、鳥獣保護区等の保護地域における設定区域や自然環境の状況等の適
20 切な把握及び適正な保全・管理を推進します。
21 ○ 地域の状況に応じて、保護地域の見直しを図ります。

22
23 イ 保護地域の管理の有効性の確保

- 24 ○ 自然公園、鳥獣保護区等の保護地域において、自然環境の保全状況の把握や、
25 利用者・狩猟者等への指導、希少種の監視、施設の適正な管理等を推進します。
26 ○ 知床世界自然遺産地域において、「知床世界自然遺産地域多利用型統合的
27 管理計画」に基づくモニタリング調査や、適正利用の普及啓発を推進します。

28
29 (4) 取るべき行動4 国が認定する自然共生サイトへの登録と、その持続的な管理を促進
30 する

31 <取るべき行動4の考え方>

32 我が国の30by30目標達成に貢献するためには、保護地域に加え、OECMを確保して
33 いくことも効果的です。OECMについては、環境省により令和5年度（2023年度）か
34 ら開始された「自然共生サイト」に係る認定制度により認定される地域を拡大させ
35 ていくことが重要です。自然共生サイトは企業や民間団体等により生物多様性保全
36 に関する活動が行われている地域を認定するものであり、道内では社有林やナショ
37 ナルトラストなどにおいて、様々なかたちで企業・団体等による保全活動が行われ
38 ています。これらの地域に対し、自然共生サイトに係る制度の周知や登録申請に当
39 たったの助言等を行い、登録に結び付けていくことが必要です。

4 生物多様性の保全のために法令等により行為の規制等がなされている地域。自然公園や鳥獣保護区、自然環境保全地域等が該当する。

5 Other effective conservation measures の略。環境省が認定制度を開始した「自然共生サイト」のうち、保護地域を除いた区域が OECM として国際機関に登録される。このほか、国の制度等に基づき管理されている森林・河川・都市緑地等も OECM の対象となるかが、環境省において議論されている。

1 **【関連する施策の概要】**

2 **ア 自然共生サイトの登録及び更新の促進**

- 3 ○ 国が進めている自然共生サイトの認定制度について、制度の内容等の周知や、
4 認定の申請に係る助言等の支援を推進します。

6 **イ 自然共生サイトの維持管理の支援**

- 7 ○ 認定された自然共生サイトについて、持続的な管理が行われ、認定の更新を継
8 続して受けられるよう、各サイトの管理者に対し助言等を実施します。

10 **(5) 取るべき行動5 保護地域や自然共生サイト以外の地域も含め、生物多様性の状況の**
11 **把握や保全を、地域において計画的に進める取組を促進する**

12 **<取るべき行動5の考え方>**

13 地域全体の生物多様性の保全に当たっては、法令等に基づく保護地域や、自然共
14 生サイトとして認定される地域を拡充させていくことに加え、それ以外の地域にお
15 いても、地域の生物多様性の状況を把握し、かつての自然環境を復元しようとする
16 取組や、良好な自然環境を創出しようとする取組を進めていくことも重要です。

17 こうした取組に対しては、現時点で法的・制度的な位置付けがなく、行政による
18 支援の対象とならない場合も多いですが、現在どのような地域でどのような取組が
19 行われているかや、どのような取組が今後必要とされるか、取組の促進に当たりど
20 のような手法が効果的か等を検討し、今後の施策に反映させていくことが重要で
21 す。

23 **【関連する施策の概要】**

24 **ア 保護地域及び自然共生サイトに該当しない地域での生物多様性保全のあり方の検**
25 **討**

- 26 ○ 将来的に自然共生サイトの認定を目指す地域等について、取組の促進に向けた
27 効果的な支援策の検討を進めます。

29 **イ 保全と管理での市町村や事業者、市民と連携した取組の促進**

- 30 ○ 地域において、様々な主体が連携して生物多様性の保全を進める際の手法や、
31 考え方等の助言を行います。
32 ○ 保全すべきかの判断を地域で行うための生態系の価値を評価する手法に関する
33 情報の収集とその活用について検討を進めます。

34

3 基本方針3 社会課題の解決や地域づくりへの自然の恵みの活用

(1) 取るべき行動1 生物多様性保全と気候変動緩和策・適応策との便益の相反の最小化及び相乗効果の最大化を促進する

<取るべき行動1の考え方>

生物多様性の損失と気候変動は相互に密接に関係していることから、どちらかのみを解決を図る方策をとるよりも、双方の解決に効果的な方策をとることが重要です。気候変動対策としては、緩和策（温室効果ガスの排出を抑制して気候変動の進行を抑制すること）と適応策（気候変動の影響を回避・低減すること）の双方を両輪として進める必要があります。

緩和策については、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制に向けて、道民の行動変容や脱炭素化に向けた取組などを推進しています。気候変動は生物多様性損失の要因の一つであり、その対策を進めることは不可欠ですが、対策の推進に当たっては生物多様性や、自然の有する災害防止機能、文化的な価値等に及ぼす影響が最小限となるよう努めていく必要があります。また、森林やブルーカーボン生態系等の自然を活用した二酸化炭素の吸収源対策も緩和策として重要であり、併せて推進を図る必要があります。

適応策については、気候変動により豪雨災害の増加や海水面の上昇による高潮被害等のリスクの増大などが予測されており、これらの被害を未然に防ぐための方策が必要とされています。災害対策としては、堤防や防潮堤、治山・砂防ダム等の設置、公共施設等の高台移転等が行われる場合がありますが、このような土地の改変は本来の生態系の改変を伴う場合もあります。道民の人命・財産を守るため、あらゆる方策をとることが必要ですが、その際には重要な自然環境が失われることがないかについても検証し、その保全についても必要な対策をとることが重要です。

また、気候変動による災害について、森林や湿地、水田等の災害防止機能の活用や、災害のおそれのある地域への居住回避などを行い、自然環境を防災・減災に活用する「生態系を活用した防災・減災」（Eco-DRR⁶）の考え方も、防災や国土利用関係の国の計画に盛り込まれるなど、近年その重要性が高まっています。Eco-DRRを活用することにより、防災・減災だけでなく、その他の自然の恩恵がもたらされることも期待されることから、その推進を図っていくことが重要です。

なお、適応策としては、気候変動により植生の遷移等が進む生態系について、植生保護柵の設置や特定の植物の抜去等の積極的な干渉を行うことにより変化を抑制する考え方もあります。こうした考え方により取組を実施する際には、気候変動による生態系への影響を人為的に広範に抑制することは不可能であるとの前提に立った上で、どの程度のコストを要し、どのような効果やリスクがあるか等の観点から、関係者間の合意形成を丁寧に進めていく必要があります。

【関連する施策の概要】

ア 気候変動対策に伴う生態系への影響の把握及び対応

- 気候変動対策に伴う施設等の設置による生態系への影響に関する知見を収集し、その最小化に向けて必要となる事項の検討や、所要の対応に努めます。
- 国と連携し、発電事業者の協力を得て、道内のバードストライク・バットスト

⁶ Ecosystem-based Disaster Risk Reduction の略

1 ライクの事例を収集します。

2
3 **イ 自然を活用した気候変動緩和策の推進**

- 4 ○ 荒廃山地の復旧や崩壊の予防対策を進めるとともに、保安林の適正な維持管理
5 に努めます。（再掲）
6 ○ 道有林において、森林の更新や保育及びこれらの作業に必要な路網の整備を行
7 うなど、多面的機能の発揮を目的とした森林づくりを推進します。（再掲）
8 ○ 生物多様性の保全や地球温暖化防止など森林の有する多面的機能が発揮できる
9 豊かな森づくりを推進します。（再掲）
10 ○ 森林所有者が計画的に実施する植林への支援を推進します。
11 ○ 地域の特性に応じて森林の有する多面的機能を持続的に発揮させる森林づくり
12 に向け、必要な森林情報の把握・整備やそれらの情報の市町村との共有化を推進
13 します。（再掲）
14 ○ 森林吸収量の確保に向け、森林の若返りによる活力ある森林づくりや、幅広い
15 分野における道産木材の利用の一層の促進、企業等と連携した森林づくりなどの
16 森林吸収源対策を推進します。
17 ○ 藻場等による二酸化炭素吸収量算定や認知度向上に向けた普及啓発など、ブル
18 ーカーボンに関する取組を推進します。
19 ○ 森林や湿原、藻場など二酸化炭素吸収源としての貢献が期待できる生態系の保
20 全や適切な管理を図ります。

21
22 **ウ 自然を活用した気候変動適応策の推進**

- 23 ○ 気候変動に対する順応性の高い健全な生態系の保全に努め将来にわたって持続
24 可能な利用を図るとともに、自然環境の有する多様な機能を防災・減災に活用す
25 る取組を進めます。
26 ○ 道有林において、森林の更新や保育及びこれらの作業に必要な路網の整備を行
27 うなど、多面的機能の発揮を目的とした森林づくりを推進します。（再掲）
28 ○ 地域の特性に応じて森林の有する多面的機能を持続的に発揮させる森林づくり
29 に向け、必要な森林情報の把握・整備やそれらの情報の市町村との共有化を推進
30 します。（再掲）
31 ○ 森林所有者が計画的に実施する植林への支援を推進します。（再掲）
32 ○ 生物多様性の保全や地球温暖化防止など森林の有する多面的機能が発揮できる
33 豊かな森づくりを推進します。（再掲）
34 ○ 大雨や極端な高温などの気候変動で予測される現象による影響の軽減に資する
35 生態系が持つ機能の活用を促進します。
36 ○ 北海道気候変動適応センターを中心として、道内の気候変動適応に関する情報
37 発信を推進します。
38 ○ 気候変動の影響で起こる野生動植物の生息・生育環境や分布の変化を踏まえ、
39 気候変動以外の生息・生育に及ぼす影響を低減し、健全な生態系を維持するため、
40 外来種防除や希少種保全を推進します。

41
42 **(2) 取るべき行動2 自然資源を持続可能な方法で利用する、北海道らしい循環型社会を**
43 **形成する**

44 **<取るべき行動2の考え方>**

45 私たちが利用する様々な食料や材料等の資源は、その生産の際に何らかの環境へ
46 の負荷を及ぼしています。また、それらの資源を輸送する際や廃棄する際にも環境

1 への負荷は生じます。

2 例えば、木材を輸入する場合を考えると、国外で木材を生産するためには、現地
3 の水や土壌中の養分などの生態系サービスを利用しており、本来現地で享受できる
4 生態系サービスを我々が利用しているというかたちになります。また、それらの生
5 産場所が熱帯雨林を切り開いたような場所であれば、元々の生態系を犠牲に我々が
6 資源を得ていると言い換えることもできます。さらにそれらの木材を輸入する場
7 合、船やトラックにより輸送することとなりますが、そのためには多くの燃料が必
8 要となり、温室効果ガスの排出を行っているということにもなります。

9 また、こうして得た資源を廃棄する場合、輸送や焼却処理等の際に温室効果ガス
10 が発生するのはもちろんですが、様々な環境への負荷をかけて生産されたものを無
11 駄にしてしまうということにもなります。

12 このため、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提
13 供する」ことにより、「ライフサイクル全体での資源循環の徹底」が進められた
14 「北海道らしい循環型社会」の形成を目指していくことが必要です。

15 <関連する施策の概要>

16 ア 3Rの推進を通じた資源利用の削減による環境負荷の低減

17 ○ 循環型社会の構築に向け、道民・事業者、行政の各主体の自主的かつ相互に連
18 携した3Rの取組を進めるため、広く3Rの普及啓発を行うとともに、道民、企
19 業、行政が一丸となった3R運動を推進します。

20 イ バイオマス資源の積極的な活用の推進

21 ○ バイオマスを活用したグリーン社会の実現に向け、事業者や市町村等の主体的
22 な取組を支援し、環境への負荷が少なく、持続可能な循環型社会形成を促進しま
23 す。

24 (3) 取るべき行動3 地域の自然資本を持続的かつ積極的に活用した地域づくりを推進す 25 る

26 <取るべき行動3の考え方>

27 地域において、自然は様々なかたちで恵みをもたらす源であり、鎮守の森や御神
28 木などのように地域の精神的な拠りどころとなっている場合もあります。また、地
29 域には、地域の自然に根ざした風土や、それを背景として育まれた地域固有の多様
30 な歴史や文化があり、それらの魅力を目的として旅行客が来訪することは、地域経
31 済の活性化に寄与するものとなります。さらに、自然の中でのレクリエーション活
32 動や身近な自然とのふれあいなどは、心身の健康増進にも寄与するものであり、そ
33 の推進を図っていくことが期待されます。

34 このため、地域の自然環境を、経済活動を支える「自然資本⁷⁾」としてとらえ、
35 その積極的な活用を図り、地域づくりに活かしていくことが重要です。

36 なお、これらの活用を進めるに当たっては、その活用が持続可能なものであるか
37 に留意する必要があります。「観光公害」や「オーバーツーリズム」は本道におい
38 ても課題とされており⁸⁾、登山道の浸食や希少な野生植物の踏み荒らしなどの事例

⁷⁾ 自然資本とは、地球上の再生可能／非再生可能な天然資源（例：植物、動物、大気、土壌、鉱物）のストックを意味し（出典：Atkinson and Pearce 1995; Jansson et al. 1994）、自然資本から発生するフローが生態系サービスであるとされる（出典：環境省、生物多様性民間参画ガイドライン第3版、2023年）。

⁸⁾ 出典：第5期北海道観光のくにつくり行動計画、令和3年（2021年）

も見られています。このため、自然環境の適正な利用の推進を図るために、観光やアウトドア関連の事業者と連携した取組を進めていく必要があります。

また、気候変動による豪雨災害等の増加に加え、大規模な地震・津波や火山の噴火等も今後いつ発生してもおかしくありません。こうした中、地域を存続させていくためには、地域の強靱性（レジリエンス）の向上を図っていく必要があります。先述したEco-DRRの考え方を気候変動対策に限らず幅広い災害対策に活用し、地域の持続可能性を高めていく必要があります。

<関連する施策の概要>

ア 地域の自然の魅力を活用した誘客の促進

- 地域の観光協会等が実施する、地域の自然環境などを活用した新たな商品づくり等の取組を支援します。
- アウトドアガイドや事業者のほか、地域に根ざした人材の育成・確保を図るなど、アウトドア活動を支える基盤づくりを推進します。
- 農山漁村の豊かな自然や食、歴史・文化、生活体験などを観光資源として活かし、農業や観光業など多様な主体が地域ぐるみで農泊や教育旅行に取り組む「農村ツーリズム」を推進します。
- 本道の豊かな自然環境を保全しつつ、自然公園利用者に安全かつ安心して利用できる環境を提供するため、破損、老朽化した自然公園施設の整備を推進します。
- 知床世界自然遺産の保全等に取り組む機運を高めるとともに、顕著な普遍的価値についての理解を増進するため、知床ルール（適正な利用）や「北海道知床世界自然遺産条例」、「世界自然遺産・知床の日」の普及啓発を推進します。

イ 自然を活用した地域課題への対処と地域振興を通じたまちづくりの促進

- 豊かさや潤いのある暮らしや魅力ある地域社会の実現に向け、良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 地域において、暮らしや産業に、生態系サービスがどのように関わっているかの理解・共有を図るとともに、生態系サービスの利用に関する意見交換を促進します。

ウ 地域資源としての鳥獣の捕獲個体の有効活用

- 狩猟による捕獲の推進とエゾシカジビエの利用拡大を図るため、食肉処理施設・処分施設への搬入経費や廃棄物処理経費に対する支援を推進します。
- エゾシカ肉処理施設認証制度の運用や家庭、レストラン及び革製品等の様々な場面での利用機会の拡大に向けた取組を推進します。
- エゾシカ肉の流通拡大に向け、道認証のエゾシカ肉の地域ブランド化を推進します。
- エゾシカ捕獲推進のための道有林内林道の除雪に取り組みます。（再掲）
- 鳥獣の捕獲等の被許可者に対し、捕獲物又は採取物を努めて学術研究や環境教育等に利用するよう促します。

エ 自然環境に負荷をかけない持続可能な体験活動の促進

- 本道の豊かな自然環境を保全しつつ、自然公園利用者に安全かつ安心して利用できる環境を提供するため、破損、老朽化した自然公園施設の整備を推進します。（再掲）
- 知床世界自然遺産の保全等に取り組む機運を高めるとともに、顕著な普遍的価

1 値についての理解を増進するため、知床ルール（適正な利用）や「北海道知床世
2 界自然遺産条例」、「世界自然遺産・知床の日」の普及啓発を推進します。（再
3 掲）

- 4 ○ 道有林の適切な管理と入林者の安全確保を目的とした森林の巡視を実施します。
- 5 ○ 道内の自然公園のすぐれた風致景観を維持するため、美化清掃活動を実施する
6 団体への支援を推進します。
- 7 ○ 森林総合利用施設として「道民の森」の維持・運営に取り組みます。
- 8 ○ 道有林内に設置している散策路の維持管理に努めます。

9
10 **（４）取るべき行動４ 縄文文化やアイヌ文化など地域の自然を背景とした**伝統文化の保****
11 **存・継承やと振興を図る**

12 **<取るべき行動４の考え方>**

13 自然がもたらす恵み（生態系サービス）の中には、地域の豊かな自然環境を背景
14 として形成された地域特有の文化を形成することや、美しい風景を見て精神的な癒
15 しの効果を得ること、自然を活用したレクリエーション活動等を行う場を提供する
16 こと等の文化的な側面（文化的サービス）もあります。

17 特に、北海道には、採集・漁労・狩猟により定住生活を営み精神文化を発展させ
18 長期間継続した世界的にも希な縄文文化を育んだ豊かな自然環境が今も保全されて
19 います。また、アイヌの人々は、日本語と系統の異なる言語である「アイヌ語」を
20 はじめ、自然界すべての物に魂が宿るとされている「精神文化」、祭りや家庭での
21 行事などに踊られる「古式舞踊」、独特の「文様」による刺繍、木彫り等の工芸な
22 ど、固有の文化を発展させてきました。

23 また、このほかにも道内の各地では、山岳を神体とする山岳信仰や、地域の自然
24 を利用する農林水産業等に関連する風習や祭礼、サケやニシン、松前漬等に代表さ
25 れる食文化などが形成されてきました。こうした文化については、本道の財産とし
26 てその振興と継承を図っていく必要があります。

27
28 **<関連する施策の概要>**

29 **ア 縄文文化やアイヌ文化など地域文化の保存・伝承や普及啓発の推進**

- 30 ○ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の適切な**保存保全**と活用を図り、国内外への
31 価値の発信を強化します。
- 32 ○ 北海道アイヌ政策推進方策に基づき、アイヌ政策を総合的に推進します。
- 33 ○ 地域の文化とかかわり合いながら守られてきた地域の自然を保全し、持続的に
34 利用する取組への助言等を行います。

4 基本方針4 自然とのつながりの実感による道民行動の変容

(1) 取るべき行動1 自然とのふれあいの場や自然のしくみを学ぶ機会の増大を図る

<取るべき行動1の考え方>

生物多様性に対する認識・関心を高めるためには、自然とのふれあいを通じた体験に基づく理解の醸成が重要です。自然との直接的なふれあいは、自然に対する関心や、自然について考える力を養うものです。また、自然が人の心身の健康にもたらす効果の認識や、自然の中で暮らすことで享受できる文化的・精神的な豊かさに関する価値観の醸成にもつながります。

自然とのふれあいの推進に当たっては、特に人口の多くを占め、日常生活における自然との関わりが少ない都市部の住民が、生物多様性が豊かに保たれている地域とつながりを持ち、それらの地域において自然体験の機会を増加させることが重要です。このため、様々なニーズに対応した魅力ある自然体験プログラムの提供、自然とふれあう場の整備・保全、情報発信、自然とのふれあいを求める人々とその機会を提供する施設や団体・人材とのネットワーク構築等を総合的に推進していくことが必要です。

【関連する施策の概要】

ア 自然とのふれあいの場の整備及び適切な維持管理

- 本道の豊かな自然環境を保全しつつ、自然公園利用者に安全かつ安心して利用できる環境を提供するため、破損、老朽化した自然公園施設の整備を推進します。（再掲）
- 道内の自然公園のすぐれた風致景観を維持するため、美化清掃活動を実施する団体への支援を推進します。（再掲）
- 森林総合利用施設として「道民の森」の維持・運営に取り組みます。（再掲）

イ 自然とのふれあいを通じた人と自然との関わりを学ぶ機会の提供

- 北海道植樹祭など森林づくりイベントの開催等、森林とのふれあいの機会の充実を図ります。
- 子育てや教育など多様な分野と連携し、「木とふれあい、木に学び、木と生きる」木育の取組を推進します。
- 木育活動をコーディネートする人材の育成を推進します。
- 森林づくりを希望する企業等と森林所有者とのマッチングを推進します。
- 道有林内に設置している散策路の維持管理に努めます。（再掲）
- 地域の活動組織が行う植樹活動への支援を推進します。
- オホーツク流水科学センターを通して、流氷及び海洋に関する科学的知識の普及を図るとともに、流氷に象徴されるオホーツク圏の自然と生活文化に対する理解を図ります。
- 道内各地のビジターセンター等と連携し、自然環境に関する情報の提供や自然を利用する際に留意すべき事項の普及啓発等を実施します。
- 動植物の生態や自然の仕組みなどについて解説し、道内各地で人と自然との橋渡し役となるボランティア・レンジャーなどの取組との連携を推進します。

(2) 取るべき行動2 経済活動における生物多様性への配慮を促進する

1 <取るべき行動2の考え方>

2 社会全体で生物多様性の保全や持続可能な利用を進めていくためには、何らかの
3 かたちで自然環境から得られる恵みを活用し、また自然環境に負荷をかけている経
4 済活動において、生物多様性への配慮を主流化させていくことが必要です。近年で
5 は、TNFD⁹の発足や、ESG金融¹⁰の拡大等の動向もあるほか、昆明・モンテリオール
6 生物多様性枠組においても経済活動に関する目標が設定されるなど、今後企業が生
7 物多様性の保全等に関する取組を進める流れが強まってきており、道内においても
8 その流れが到来することが予想されます。

9 このため、企業等の事業者と連携し、生物多様性の保全等に関する意識の醸成
10 や、今後期待される取組等についての事業者への助言等を行うことにより、[国内外](#)
11 [の生物多様性に配慮した事業活動の促進](#)や、環境ラベルなどの認証を受けた製品・
12 サービスの普及を図っていくことが必要です。

13 【関連する施策の概要】

14 ア 事業活動における生物多様性への配慮促進

- 15 ○ 道内における、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する様々な取組のうち、
16 波及性や共感性などの観点ですぐれた活動、模範的な活動を行っている企業、団
17 体、個人を顕彰します。
- 18 ○ 企業等からの支援を活用し、道内の生物多様性の保全や持続可能な利用に関す
19 る取組を、関係団体等と連携して進めます。
- 20 ○ [国内外](#)の生物多様性に配慮した事業活動や製品・サービス等について、道民・
21 事業者などに向けた普及啓発を推進します。

22 (3) 取るべき行動3 生物多様性への負荷の少ない消費・生活活動を推進する

23 <取るべき行動3の考え方>

24 事業者の経済活動を変容させていくためには、私たち一人一人が意識的に生物多
25 様性への配慮がなされた製品・サービスを選択していくことが大きな力となりま
26 す。また、私たちが日常生活において、省エネやリサイクル、必要以上の食料や製
27 品を購入しないことによる廃棄の削減等に努めることは、社会全体の環境負荷を低
28 減させ、持続可能な社会を形成することにつながります。

29 このため、環境に配慮した行動の意義や、その生物多様性との関係について、普
30 及啓発を進めるとともに、生物多様性の保全等に貢献する、すぐれた製品やサー
31 ビス等を発信することにより、道民の消費・生活活動をより持続可能なものに促して
32 いくことが必要です。

33 【関連する施策の概要】

34 ア 道民の環境に配慮した行動の推進

- 35 ○ 「北海道環境宣言」において定めている「道民環境の日（5月、7月、10月、
36 1月の第2日曜日）や「道民環境行動月間（7月）」を中心に、道民の方々の環
37 境配慮行動を促す取組を推進します。

⁹ The Taskforce on Nature-related Financial Disclosures の略であり、自然関連財務情報開示タスクフォースと訳される、民間企業や金融機関が、自然資本及び生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組みを構築する国際的な組織。先行して発足したTCFD（Taskforce on Climate-related Financial Disclosures：気候関連の財務情報の開示に関するタスクフォース）の自然版ともいわれる。

¹⁰ 環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）といった非財務情報を考慮する投融資のこと。（出典：環境省、令和5年版環境白書、2023年）

1 ○ 各（総合）振興局が主体となり、それぞれの地域における環境教育や環境保全
2 活動を推進します。

3 ○ 脱炭素型ライフスタイルへの転換に向け、情報発信などを通じた普及啓発を図
4 ります。

5 ○ 国内外の生物多様性に配慮した事業活動や製品・サービス等について、道民・
6 事業者などに向けた普及啓発を推進します。（再掲）

8 (4) 取るべき行動4 動物との適切な付き合い方を通じ、生命尊重の意識醸成を図る

9 <取るべき行動4の考え方>

10 犬や猫、牛、馬などは先史より家畜化され、私たちの生活に身近な存在となっ
11 ています。生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、特に子どもが心豊かに育つ上
12 で、動物とのふれあいや家庭動物等の適正な飼養の経験は重要であるとされ（動物
13 の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針、環境省）、
14 癒やし効果など、飼い主の健康に利点をもたらされるとされています¹¹。

15 他方、全国の動物の虐待に係る摘発件数は近年増加しており¹²、その対策が必要
16 となっています。また、本道の広範囲に定着している外来種であるアライグマは、
17 ペットとして飼われていた個体が遺棄されたことを発端に分布を拡大させてきたほ
18 か、ミシシippアカミガメやアメリカザリガニ等の現在の分布の拡大も、飼育さ
19 れていた個体が放出されたことが関係しています。アメリカザリガニは水草や水生
20 昆虫などを減少させ、河川や湖沼の生態系に悪影響を及ぼすことが知られているほ
21 か、道外では絶滅危惧種であるアマミノクロウサギやヤンバルクイナが野生化した
22 ノネコに捕食される事例も見られ、こうした動物の遺棄は道内外の生物多様性の損
23 失にもつながります。このため、動物の虐待や遺棄が行われないよう、動物取扱業
24 者や動物愛護推進員等と連携し、飼い主や飼い主になろうとしている人に対しての
25 普及啓発等を進めていく必要があります。

26 このように、飼養動物等とのふれあいは様々な効果がある一方、その適切な取扱
27 いが行われない場合、動物愛護の観点からの問題が生じるとともに、生物多様性へ
28 の悪影響が懸念される場合もあります。

29 また、野生動物はエキノコックスや狂犬病のような人と動物の共通感染症の病原
30 体を保有している場合もあり、接触に際しては正しい知識を持つことが重要です。
31 さらに、安易な餌付けは野生動物の人馴れを招き、ごみを漁ようになることや、
32 人を襲うようになることなど、生活環境に影響を及ぼすことも懸念されます。この
33 ため、野鳥の密集や餌付けへの依存、人と鳥獣との不用意な接触を招く安易な野生
34 動物への餌付けを防止することなど、動物との適切な付き合い方について普及啓発
35 を進める必要があります。

36 このため、飼養動物や野生動物であるかを問わず、これらとのふれあい等の際に
37 はこうした課題等を併せて普及啓発し、あらゆる生物に対する生命尊重の意識を醸
38 成させることが重要です。

39 【関連する施策の概要】

40 ア 人と動物との関係の理解及び適切な関係構築の促進

41 ○ 希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、野生鳥獣に対す
42

¹¹ 出典：愛玩動物の衛生管理の徹底に関するガイドライン 2006、厚生労働省

¹² 出典：令和4年における生活経済事犯の検挙状況等について、警察庁

1 　　る安易な餌付けや不適切な生ゴミの処理、未収穫物の放置等の防止についての普
2 　　及啓発を推進します。

3 ○ 道内の小中高等学校の児童・生徒を対象とした野鳥絵画の製作・表彰・優秀作
4 　　品の展示を行う野鳥絵画展の実施など、野生鳥類についての愛鳥思想の高揚、普
5 　　及に取り組みます。

6 ○ 市民団体や市町村等と連携して、道民の方々におけるアライグマやセイヨウオ
7 　　オマルハナバチ、アズマヒキガエルなどの外来種対策への理解を促進します。

9 (5) 取るべき行動5 環境教育などを通じ、生物多様性の重要性や、人と自然の適切な関 10 係構築に係る理解の増進を図る

11 <取るべき行動5の考え方>

12 　　生物多様性保全の意義や持続可能な利用の重要性を理解し、多くの人々が保全に
13 　　関する活動に参加することや、生物多様性に配慮した行動を実践することを促進す
14 　　るためには、学校教育や社会教育を通じた幅広い世代の理解醸成が重要となりま
15 　　す。

16 　　また、私たち日本人は、豊かな恵みをもたらす一方で、時として荒々しい脅威と
17 　　なる自然と対立するのではなく、自然に対する畏敬の念を持ち、自然に順応し、自
18 　　然と共生する知恵や自然観を培ってきました。こうしたものを、次の世代に引き継
19 　　いでいくためには、地域や家庭において多様な世代が交流し、価値観等を共有する
20 　　ことが重要であり、そのためには地域コミュニティの活性化が鍵となります。

21 　　このため、学校、博物館、動物園、自然観察施設等と連携の上、環境教育を推進
22 　　していくほか、地域における住民間のつながりの強化を推進していくことが必要で
23 　　す。

24 【関連する施策の概要】

25 ア 生物多様性に関する教育の推進

26 ○ 生物多様性の理解の促進を図るため、小中学校等の教育機関や、動物園、水族
27 館などと連携して、環境学習や普及啓発等の取組を推進します。

28 ○ 将来的に地域をけん引する持続可能な社会のリーダーの候補となる人材の育成
29 　　を目指し、SDGsの視点を活用した環境教育に取り組みます。

30 ○ 子どもから大人までを対象とした参加・体験型の環境教育プログラムを実施す
31 　　るほか、環境教育の指導者の育成など、環境に配慮した地域づくりをめざし、環
32 　　境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを推進します。

33 ○ 各（総合）振興局が主体となり、地域における環境教育・環境保全活動を推進
34 　　します。（再掲）

35 ○ 本道の自然や文化、観光産業等の教育資源を活用することにより、本道につい
36 　　ての理解を深め、郷土に対する愛情や誇りを育むふるさと教育・観光教育の充実
37 　　を図ります。

38 ○ 「道民カレッジ」において、生物多様性の保全や環境問題、環境保全、農業や
39 　　生活と野生動物との関わりをテーマとした講座や講演を実施するなど、道民に対
40 　　する学習機会の提供に取り組みます。

41 ○ 道内の小中高等学校の児童・生徒を対象とした野鳥絵画の製作・表彰・優秀作
42 　　品の展示を行う野鳥絵画展の実施など、野生鳥類についての愛鳥思想の高揚、普
43 　　及に取り組みます。（再掲）

44 ○ ~~生物多様性の理解の促進を図るため、動物園や水族館などと連携して普及啓発~~

| 1 等の取組を推進します。

5 横断的・基盤的な取組

(1) 生物多様性に関する調査研究や情報集積を行い、それらの情報を効果的に発信する

<取組の考え方>

生物多様性は、複雑な生物間の相互関係によって形成されており、未だに解明されていない事象も多くあります。また、生態系の変化は、樹木の成長に数十年を要することや、数百年、数千年というスケールで湿原が森林に遷移していくことのように、非常に長期的なものも含まれます。こうした中、本道においては道のほか国や研究機関等によって様々な調査・研究が実施されてきましたが、本道の生物多様性の状況について、その全容が明らかになるには未だ至っていません。このため、継続した調査研究や情報収集を更に進め、生物多様性の現状やその動向を的確に把握し、生物多様性に関する施策の形成の基盤としていくためには、継続した調査研究や情報収集を更に進めることが不可欠です。

このため、北海道立総合研究機構や北海道博物館をはじめとする道内外の大学や研究機関、博物館等と連携し、調査研究やモニタリング、情報共有等を推進していく必要があります。

【関連する施策の概要】

ア 生物多様性に関する調査研究・モニタリングの推進

- 希少野生動植物種の保全などを検討する有識者会議の開催や生息・生育状況調査の実施、また、高山植物監視パトロールの実施などの保全対策を推進します。
(再掲)
- 道内の生物多様性に著しい影響を及ぼす又はそのおそれがある外来種について、情報を収集するとともに必要な調査を実施し、有識者会議において対策の検討を進めます。(再掲)
- ラムサール条約登録湿地に係る、鳥獣の生息状況等の調査や利用者の状況の監視、利用者への指導などの取組を、国や地域の関係団体等と連携して推進します。
(再掲)
- 世界自然遺産に登録された知床の保全に資するため、河川工作物がサケ科魚類の遡上に与える影響を評価するための遡上数等のモニタリング調査や知床半島沿岸及びその周辺海域における海棲哺乳類の生息状況を把握するためのモニタリング調査を実施します。
- 鳥獣保護管理法や北海道野生動物保護管理指針などに基づき、狩猟者等の鳥獣捕獲の結果報告や各種情報を定期的に収集するなど、基礎的なデータの蓄積や生息環境調査の実施に取り組みます。
- ~~世界自然遺産に登録された知床の保全に資するため、河川工作物がサケ科魚類の遡上に与える影響を評価するための遡上数等のモニタリング調査や知床半島沿岸及びその周辺海域における海棲哺乳類の生息状況を把握するためのモニタリング調査を実施します。~~
- 地域の特性に応じて森林の有する多面的機能を持続的に発揮させる森林づくりに向け、必要な森林情報の把握・整備やそれらの情報の市町村との共有化を推進します。(再掲)
- 希少な野生動植物の生息・生育地となっている森林や保護林については、「生物多様性保全の森林」に設定し、モニタリングを行うことにより、適切な保全を図ります。

- 1 ○ [渡り鳥に由来する](#)野鳥の高病原性鳥インフルエンザ発生の早期発見及び[家きん](#)
2 [へのまん延防止](#)を図るため、渡り鳥の飛来状況の巡視等を行うとともに、死亡個
3 体の回収・簡易検査を実施します。（再掲）
4

5 **イ 生物多様性に関する情報の集積・発信**

- 6 ○ 道内の自然公園・[鳥獣保護区等](#)の[設定状況](#)概要、タンチョウ越冬分布調査の結
7 果、主な外来種の分布状況などの北海道の自然環境関連データを[収集](#)・公表する
8 ほか、北海道の自然環境に関連する情報の収集を行います。
9 ○ 鳥獣保護管理法第78条の2及び北海道野生動物保護管理指針に基づき、狩猟者
10 等の鳥獣捕獲の結果報告や各種情報を定期的に収集するなど、基礎的なデータの
11 蓄積や生息環境調査の実施に取り組みます。（再掲）
12

13 **(2) 世界目標や国家戦略の達成への貢献を視野に、道を含む国内外の様々な主体間の連**
14 **携を促進する**

15 **<取組の考え方>**

16 基本方針ごとに設定したそれぞれの取るべき行動を進めていくためには、道が単
17 体で取り組むだけではなく、国や市町村、事業者、団体等の様々な主体と道が連携
18 して取組を進める必要があるものも多くあります。また、国際的な生物多様性のつ
19 ながり等を踏まえ、道外、国外の機関との連携が必要となることも想定されます。
20 さらに、各地域が生物多様性の保全等に係る取組を主体的に進めるためには、道以
21 外の主体間の連携を促していくことも重要です。このため、各主体に対しては、生
22 物多様性の保全や持続可能な利用の重要性について周知を図るほか、その社会的意
23 義や便益等を提示し、各取組への参画や連携を促進していくことが重要です。

24 また、本計画には生物多様性国家戦略2023-2030を基本として策定した生物多様
25 性地域戦略という位置付けがあります。生物多様性国家戦略は世界目標である昆
26 明・モンリオール生物多様性枠組を踏まえたものであることから、本計画を推進
27 することは、生物多様性国家戦略のみならず、世界目標の達成にも貢献すること
28 となります。こうした世界的な貢献を道内外に発信していくことも、様々な主体との
29 連携を進める上での材料となると考えられます。

30 なお、昆明・モンリオール生物多様性枠組においては、政策形成や決定に当た
31 り、世代間の公平性の確保や民族・ジェンダー等による隔てのない参画が必要であ
32 るとされています。本道においてもこれらの点に留意して政策形成や各主体との連
33 携を進めていく必要があります。

34
35 **【関連する施策の概要】**

36 **ア 市町村による生物多様性地域戦略の策定促進**

- 37 ○ 市町村において生物多様性地域戦略の策定が行われるよう、必要な助言や地域
38 における議論への参画などの支援に取り組みます。
39

40 **イ 国際的な連携**

- 41 ○ 国際機関等との連携や、環境分野における海外からの研修受入を促進します。
42 ○ ラムサール条約登録湿地の管理や世界自然遺産の更新などにおいて、国際機関
43 との調整を図り、国や地域の関係機関等と連携して、必要な対策を促進します。
44

45 **ウ 国との連携・協力**

- 1 ○ 本道が有する課題の解決や国の施策への反映に向け、国の関係機関との連携し
2 た施策の推進や情報共有を図ります。

3
4 **エ 道外の地方公共団体との連携**

- 5 ○ 生物多様性自治体ネットワークなどを通じ、自治体間での課題の共有や意見交
6 換を行うほか、必要に応じて国への要望等、連携した取組を推進します。

7
8 **オ 道内の市町村との連携**

- 9 ○ (総合)振興局を中心に、各市町村との連携協力を推進します。また、必要に
10 応じ市町村に対し技術的助言等を実施します。

11
12 **カ 事業者・関係団体等との連携**

- 13 ○ 生物多様性に関する取組を進めるに当たり、北海道環境パートナーシップオフ
14 イス(EPO北海道)や北海道生物多様性保全活動連携支援センター(HoBiCC)、
15 また、研究・教育機関や生物多様性の保全等に取り組む市民団体、生物多様性の
16 保全等に関心のある企業、関係する各種団体等と道との連携や各主体間の連携促
17 進を図ります。

18
19 **(3) 地域で活躍する人材の育成や、マッチング等を通じた効果的な人材の活用を図る**

20 **<取組の考え方>**

21 生物多様性は地域固有の生態系や生物相により形成されるものであり、地域に根
22 差したものであることから、その保全や持続可能な利用に当たっては、地域に根差
23 した視点が必要であり、各地域による取組が重要です。しかしながら、取組に当た
24 り、地域に生物多様性に精通した人材がいるとは限らず、どのように取組を進めれ
25 ばよいか等に課題を有する地域もあると考えられます。

26 このため、地域で生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組をコーディネ
27 ートできる人材を育成することが必要です。そのためには、環境教育を含め、生物
28 多様性に関する知見を習得できる場を、教育機関や研究機関等と連携して提供して
29 いくことが必要です。

30 また、こうして得られた人材が各地域で活躍できるよう、地域のニーズに応じた
31 マッチングを行うことや、地域における活動拠点の形成等に係る助言等を行って
32 くことについても検討を進めていく必要があります。

33
34 **【関連する施策の概要】**

35 **ア 自然の活用をコーディネートできる人材の育成及び効果的な活用**

- 36 ○ 将来的に地域をけん引する持続可能な社会のリーダーの候補となる人材の育成
37 を目指し、SDGsの視点を活用した環境教育に取り組みます。(再掲)
- 38 ○ 各(総合)振興局が主体となり、地域における環境教育・環境保全活動を推進
39 します。(再掲)
- 40 ○ 子どもから大人までを対象とした参加・体験型の環境教育プログラムを実施す
41 るほか、環境教育の指導者の育成など、環境に配慮した地域づくりをめざし、環
42 境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを推進します。(再掲)
- 43 ○ 地域の自主的な環境保全活動の支援を図るため、住民団体等が開催する環境学
44 習講座に講師を派遣します。

1 イ 生物多様性に関する教育の推進（再掲）

2 ○ 生物多様性の理解の促進を図るため、小中学校等の教育機関や、動物園、水族
3 館などと連携して、環境学習や普及啓発等の取組を推進します。（再掲）

4 ○ 将来的に地域をけん引する持続可能な社会のリーダーの候補となる人材の育成
5 を目指し、SDGsの視点を活用した環境教育に取り組みます。（再掲）

6 ○ 各（総合）振興局が主体となり、地域における環境教育・環境保全活動を推進
7 します。（再掲）

8 ○ 子どもから大人までを対象とした参加・体験型の環境教育プログラムを実施す
9 るほか、環境教育の指導者の育成など、環境に配慮した地域づくりをめざし、環
10 境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを推進します。（再掲）

11 ○ 本道の自然や文化、観光産業等の教育資源を活用することにより、本道につい
12 ての理解を深め、郷土に対する愛情や誇りを育むふるさと教育・観光教育の充実
13 を図ります。（再掲）

14 ○ 「道民カレッジ」において、生物多様性の保全や環境問題、環境保全、農業や
15 生活と野生動物との関わりをテーマとした講座や講演を実施するなど、道民に対
16 する学習機会の提供に取り組みます。（再掲）

17 ○ 道内の小中高等学校の児童・生徒を対象とした野鳥絵画の製作・表彰・優秀作
18 品の展示を行う野鳥絵画展の実施など、野生鳥類についての愛鳥思想の高揚、普
19 及に取り組みます。（再掲）

20

IV 指標一覧

本編において、基本方針ごとに設定した目指すべき状態について、その進捗を測るための指標を以下のとおり記載します。

なお、目指すべき状態の評価に当たっては、各指標の増減等のみをもって目指すべき状態の達成への貢献を評価できない場合もあることから、本計画においては指標ごとの目標値は設定せず、その動向を総合的に判断することにより評価を行うこととします。

また、本計画の進捗や国内外の生物多様性に関する動向、生物多様性の評価等に係る技術的な進展等を踏まえ、必要に応じて指標の追加や削除、修正等を行うこととします。

○ 基本方針1

目指すべき状態	指標名	測定方法	現状値	備考
(1)生態系の規模が全体として増加し、それらの質が向上している	生態系別面積 (森林、湿原、農地等)	森林面積:林野庁が公表する「森林・林業統計要覧」に記載の数値を使用	5,536千ha (令和4年度末)	
		耕地面積:農林水産省が公表する「面積調査」に記載の耕地面積を使用	1,141千ha (令和5年7月15日)	
		都市計画区域面積:国土交通省が公表する「都市計画現況調査」に記載の数値を使用	643,711ha (うち用途地域: 137,676ha) (令和4年度末)	
		都市計画公園・緑地・広場・墓園・その他の公表空地供用面積:国土交通省が公表する「都市計画現況調査」に記載の数値を使用	公園:8,173.4ha 緑地:3,015.5ha 広場: 0.9ha 墓園: 395.9ha その他の公共空地: 4.3ha (令和4年度末)	
		高山植生面積:自然環境保全基礎調査(環境省実施)の結果を基にGISにより算出	677km ² (第5回基礎調査までのデータ(1/50,000植生図))	集約群落コード 10100~10300の計
		湿原・塩沼地植生面積:自然環境保全基礎調査(環境省実施)の結果を基にGISにより算出	湿原植生: 626km ² 塩沼地植生:21km ² (第5回基礎調査までのデータ(1/50,000植生図))	湿原植生:集約群落コード80100~80400の計 塩沼地植生:集約群落コード80700
		海岸植生面積:自然環境保全基礎調査(環境省実施)の結果を基にGISにより算出	139km ² (第5回基礎調査までのデータ(1/50,000植生図))	集約群落コード 80900~82300の計
植生自然度別面積	自然環境保全基礎調査(環境省実施)の結果を基にGISにより算出	10: 1,772km ² (2.26%) 9:36,091km ² (46.02%) 8: 2,000km ² (2.55%) 7: 2,655km ² (3.39%) 6:13,465km ² (17.17%) 5: 2,108km ² (2.69%) 4: 1,842km ² (2.35%) 3: 237km ² (0.30%) 2:15,871km ² (20.24%) 1: 1,031km ² (1.31%) (第5回基礎調査までのデータ(1/50,000植生図))	()内は道の面積に占める割合 現状値については、北方領土のデータが整備されていないため、北方領土を除き算出 自然裸地や開放水面等は含まれないため、合計値は本道の面積と一致しない	

	絶滅危惧種数・割合	北海道レッドリストにより、評価対象種のうち絶滅危惧種(CR, EN, VUに該当する種。以下同じ)であるものをカウント	植物: 191種(6.65%) 哺乳類: 5種(8.06%) 鳥類: 30種(7.41%) 両生類・爬虫類: 2種(8.33%) 魚類: 7種(9.72%) 昆虫: 19種(0.17%) 合計: 254種(1.72%) (北海道レッドリスト2001)	現在実施中の北海道レッドリストの更新については、全分類群で作業が終了した後に算出対象とする
	絶滅危惧種の増減	北海道レッドリスト(2001年)と最新のレッドリストを比較し、増減を算出	—	現在実施中の北海道レッドリストの更新作業が全分類群で終了した段階で算出
	レッドリスト指数	北海道レッドリストを用い、IUCN ¹³ と同様の手法 ¹⁴ により算出	0.90 (北海道レッドリスト2001から算出)	全ての種が「ランク外」の場合は1となり、全ての種が「絶滅」の場合は0となる
	タンチョウ生息数・釧路管内以外への分散状況	タンチョウの越冬分布調査(毎年度12月及び1月実施)において、 確認観察された羽数及び全道の確認羽数に対する釧路管内以外の確認羽数(野生個体)の割合	1,344羽 10.2% (令和4年度第2回調査)	生息数についてはより多数の個体が観察された調査回の結果を、分散状況についてはより割合の低い回の調査結果を使用
	主な外来種の生息・生育確認市町村数	市町村・道民から提供されたデータにより算出(セイヨウオオマルハナバチ、アズマヒキガエル、アライグマ等)	セイヨウオオマルハナバチ: 130市町村 アズマヒキガエル: 32市町村 ウチダザリガニ: 24市町村 アライグマ: 164市町村 (令和5年度)	
	生物多様性及び生態系サービスの現状評価	道内の自然環境分野の研究機関等と連携し、研究者などへのアンケート調査やヒアリング結果等を踏まえ評価	—	
(2)生物多様性への負荷が低減されている	公害苦情件数	地域住民から市町村や道の窓口に寄せられた公害苦情件数 (総務省公表データ ¹⁵)	1,788件 (令和3年度)	
	大気環境基準達成率	北海道環境基本計画(第3次計画)に掲載の指標を使用(大気汚染測定局における二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境基準の達成割合)	100% (平成30年度)	同計画における目標値は、100%(令和12年度)

¹³ 国際自然保護連合 (International Union for Conservation of Nature and Natural Resources) の略。

¹⁴ IUCN「Red List Index」 (<https://www.iucnredlist.org/assessment/red-list-index>) (2023年11月閲覧)

¹⁵ 総務省「公害苦情調査」 (https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00201001&result_page=1) (2023年11月閲覧)

水質環境基準達成率	北海道環境基本計画(第3次計画)に掲載の指標を使用(環境基準の類型当てはめをしている公共用水域(河川、湖沼、海域)の環境基準(BOD又はCOD)の達成割合)	91.2% (平成30年度)		同計画における目標値は、100%(令和12年度)
野生鳥獣による農林水産業被害額	道が毎年度公表している野生鳥獣による被害調査結果を使用	5,887百万円 (うちエゾシカ: 4,846百万円) (令和4年度)		
エゾシカ推定生息数・個体数指数	道による推計値を使用(基準年度(平成23年度)の個体数を100としたもの)	東部:137 北部:121 中部:107 南部:353		北海道エゾシカ管理計画(第6期)における目標値は、東部:50以下(令和8年度) 北部・中部:50以下(令和13年度) 南部:減少に転じさせる(令和8年度)
エゾシカが関係する交通事故の発生件数	北海道警察とりまとめデータを使用	東部:1,553件 北部:1,162件 中部:1,441件 南部: 324件 (令和4年度)		
狩猟免許所持者数	鳥獣関係統計に掲載のデータを使用	網猟: 464468名 わな猟: 5,0144,763名 第一種銃猟: 6,8386,601名 第二種銃猟: 4651名 総計(実数): 8,7268,431名 (令和43年度)		
環境保全型農業の取組農家の割合	北海道クリーン農業推進計画(第7期)に掲載の指標を使用	51% (平成27年度)		同計画の目標値(令和6年度)は、80%
YES!clean作付面積	北海道クリーン農業推進計画(第7期)に掲載の指標を使用	17,734ha (平成30年度)		同計画の目標値(令和6年度)は、20,000ha
有機農業取組面積	農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画に掲載の指標を使用	4,817ha (令和2年度)		同計画の目標値(令和12年度)は、11,000ha
化学農薬使用量	農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画に掲載の指標を使用	29.8kg/ha (令和元農業年度)		同計画の目標値(令和12農業年度)は、26.8kg/ha
化学肥料使用量	農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画に掲載の指標を使用	468.5kg/ha (平成28肥料年度)		同計画の目標値(令和12肥料年度)は、374.8kg/ha
国際水準GAP	北海道クリーン農業推進計画(第7期)に掲載の指標を使用	234農場 (平成30年度)		同計画の目標値(令和6年度)は、390農場

	認証 ¹⁶ (JGAP及びASIAGAP)取得数			
	森林認証面積・認証林率	道によるとりまとめ結果 ¹⁷ を使用	1,522,609ha 28% (令和5年9月末時点)	
	植林面積	北海道森林づくり基本計画に掲載の指標を使用	9,889ha (令和元年度)	同計画における目標値は、13,000ha(令和13年度)
	道有林における育成単層林・育成複層林・天然生林別森林面積	北海道森林づくり基本計画に掲載の指標を使用	育成単層林:119千ha 育成複層林:82千ha 天然生林:408千ha (令和元年度)	同計画における目標値は、 育成単層林:110千ha 育成複層林:91千ha 天然生林:407千ha (令和13年度)
	オジロワシ・オオワシの鉛中毒確認数	環境省北海道地方環境事務所にて取りまとめたデータを使用	オオワシ:01件 オジロワシ:1件 (令和43年度)	

1
2

¹⁶ GAPはGood Agricultural Practices(農業生産工程管理)の略で、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことを指す。国際規格(ISO)に基づき民間の認証制度が運営されている。

¹⁷ 北海道水産林務部、「道内の森林認証取得状況」(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/81171.html>) (2023年11月閲覧)

1 ○ 基本方針2

目指すべき状態	指標名	測定方法	現状値	備考
(1)道外や国外も含め、様々な地域との間の生物多様性のつながりが形成されている	ラムサール条約登録湿地数	環境省公表データを使用	14か所 (令和5年度)	
	世界自然遺産登録件数	環境省公表データを使用	1件 (令和5年度)	
	ガンカモ類の生息確認数	環境省が公表する「ガンカモ類の生息調査」に係る調査結果のうち、道内における確認数を使用	ハクチョウ類:1,943羽 ガン類 : 69羽 カモ類 :7,803羽 (令和4年度)	
(2)生物多様性保全に貢献するエリアが十分に確保され、将来にわたる保全管理体制が構築されている	保護地域面積	GISデータにより算出	12.7% (令和4年度末時点のデータによる)	
	OECM面積	GISデータにより算出	0% (令和4年度末時点)	WD-OECMに登録されるデータを使用(令和5年12月時点で未登録)
	保護地域 + OECMの面積割合	GISデータにより算出	12.7% (令和4年度末時点のデータによる)	生物多様性国家戦略2023-2030における全国の目標値は30%(令和12年度)
	自然保護監視員等の人数と監視延べ日数	自然保護監視員、鳥獣保護監視員、生物多様性保護監視員の人数と監視延べ日数	365人 6,555日 (令和5年度)	

2
3

1 ○ 基本方針3

目指すべき状態	指標名	測定方法	現状値	備考
(1)本道の抱える様々な課題が、生物多様性の保全や利用を通じて統合的に解決されている	道内の自然環境による二酸化炭素の吸収量	森林吸収量(ゼロカーボン北海道推進計画)	840万t-CO2 (令和元年度)	同計画の目標値(2030年度)は、森林吸収量:850万t-CO2
		農地土壌・都市緑化吸収量(ゼロカーボン北海道推進計画)	—	同計画において現状値は未記載 同計画の目標値(2030年度)は、農地土壌・都市緑化吸収量:292万t-CO2
	一般廃棄物の排出量	北海道循環型社会形成推進基本計画[第2次]に掲載の指標を使用	187万トン (平成29年度)	同計画の目標値(令和6年度)は、170万トン以下
	産業廃棄物の排出量	北海道循環型社会形成推進基本計画[第2次]に掲載の指標を使用 (道内における産業廃棄物の排出量)	3,874万トン (平成29年度)	同計画の目標値(令和6年度)は、3,750万トン以下
	一般廃棄物のリサイクル率	北海道循環型社会形成推進基本計画[第2次]に掲載の指標を使用 (一般廃棄物の排出量のうち、リサイクルされた割合)	24.3% (平成29年度)	同計画の目標値(令和6年度)は、30%以上
	廃棄物系バイオマス利利用率(発生量ベース)	北海道バイオマス活用推進計画に掲載の指標を使用 (家畜ふん尿、食品廃棄物、紙類・紙くずなどの廃棄物系バイオマスの発生量のうち、利活用された割合(炭素量換算))	89.8% (平成28年度)	同計画の目標値(令和4年度)は、90%以上
	未利用バイオマス利利用率(発生量ベース)	北海道バイオマス活用推進計画に掲載の指標を使用 (稲わら、もみ殻、林地未利用材などの未利用バイオマスの発生量のうち、利活用された割合(炭素量換算))	71.5% (平成28年度)	同計画の目標値(令和4年度)は、70%以上
自然環境の保全や活用を掲げる地域再生計画数	内閣官房及び内閣府が公表する、認定を受けた地域再生計画の一覧 ¹⁸ から道内のものを集計(現に有効な計画に限る)	19/205計画 (令和5年8月時点)		
(2)自然を活かした持続可能な地域づくりが行われている	かわまちづくり計画登録数	国土交通省が公表している登録箇所の一覧 ¹⁹ から道内のものを抽出	国管理河川:14箇所 道管理河川:9箇所 (令和5年度)	

¹⁸ 内閣官房及び内閣府、「認定された地域再生計画について」(<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/saiseikeikaku.html>) (令和5年11月閲覧)

¹⁹ 国土交通省、「全国かわまちづくりMAP」(<https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/map/hokkaido.html>) (2023年11月閲覧)

生物多様性地域戦略策定市町村数	道独自に集計又は環境省が公表している生物多様性地域戦略データベース ²⁰ を用いて道内のものを集計	4市町 (令和5年11月末時点)	環境基本計画等の一部を生物多様性地域戦略とする場合等も含む 生物多様性国家戦略2023-2030における全国の策定率の目標は30%(令和12年度)
地域連携保全活動計画策定地域数	環境省が公表している策定地域の一覧 ²¹ から道内のものを集計	2地域(12町村) (令和5年11月末時点)	
エコツーリズム推進全体構想認定団体数	環境省が公表している認定団体の一覧 ²² から道内のものを集計	1団体(1町) (令和5年11月末時点)	

1
2

²⁰ 環境省、「生物多様性地域戦略の策定」 (https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/local/decision.html) (2023年11月閲覧)

²¹ 環境省、「地域連携保全活動計画の作成事例」 (https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/renkeisokushin/_case/) (2023年11月閲覧)

²² 環境省、「エコツーリズム推進法で全体構想が認定された団体」 (<https://www.env.go.jp/nature/ecotourism/tr-y-ecotourism/certification/index.html>) (2023年11月閲覧)

1 ○ 基本方針4

目指すべき状態	指標名	測定方法	現状値	備考
(1)日常生活と自然のつながりが強化されている	「体験の機会の場」 ²³ 認定数	知事が認定した件数を集計	1件 (令和5年11月末時点)	
	企業等と木育マスターが連携した木育活動の回数	北海道森林づくり基本計画に掲載の指標を使用	81回 (令和2年度)	同計画における目標値は、150回(令和13年度)
	青少年向け木育教室等の実施回数	北海道森林づくり基本計画に掲載の指標を使用	218回 (令和2年度)	同計画における目標値は、370回(令和13年度)
	自然公園等利用者数	関係機関への照会により道が集計した数値を使用	1,697万人 (令和3年度)	
(2)自然との共生に向け道内社会の意識と行動が変容している	「生物多様性」の認知度	道民意識調査の結果を使用	65.0% (令和4年度)	
	環境配慮行動実践者の割合	北海道環境教育等行動計画の推進状況に関する点検結果(道民意識調査の結果)を使用	71.8% (令和5年度)	同計画における目標値は、70%以上(平成29年度)
	一般廃棄物の排出量(一人1日当たり)	北海道循環型社会形成推進基本計画[第2次]に掲載の指標を使用 (家庭などからのごみ(一般廃棄物)の総排出量を一人1日当たりに換算したもの)	961g/人・日 (平成29年度)	同計画の目標値(令和6年度)は、900g/人・日
	環境管理システムの認証取得事業所数	北海道環境基本計画の進捗状況の点検・評価結果を使用	520事業所 (令和2年度)	同計画における目標値は、780事業所(令和2平成29年度)
	「北海道グリーン・ビズ認定制度」及び「さっぽろエコメンバー」において「生物多様性の保全に向けた取組・支援」を実施している事業所数	「北海道グリーン・ビズ認定制度」及び「さっぽろエコメンバー」において「生物多様性の保全に向けた取組・支援」を実施している事業所数を算出	北海道グリーン・ビズ認定制度「優良な取組」部門:187/1489事業者 さっぽろエコメンバー:121/2029事業者 (令和6年1月時点)	
	TNFDフォーラム ²⁴ に参画する道内事業者数	TNFD公式サイト ²⁵ に掲載されている参画事業者のうち、道内に本店を置く事業者数を算出	1事業者 (令和6年1月11日時点)	

2

²³ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の規定により都道府県知事が認定する「自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場」のこと。令和5年7月時点で、全国32団体が認定を受けている。

²⁴ TNFDの理念に賛同し、TNFDにおける議論をサポートするステークホルダーの集合体。我が国からは政府機関や大手企業等が参画している。

²⁵ <https://tnfd.global/engage/tnfd-forum/>